

2019年5月24日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

ヒューリックリート投資法人

代表者名 執行役員 時田 榮治

(コード：3295)

問合せ先 TEL 03-6222-7250

資産運用会社名

ヒューリックリートマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 時田 榮治

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

① 基本的な考え方

本投資法人及び本資産運用会社は、本資産運用会社による本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金運用に関与する行為であるという基本的な認識のもと、法律等を遵守し、利害関係人等との取引、利害関係人等がその資産の運用又は運用若しくは管理に係る助言を行っている相手方との取引等に関する利益相反の排除等を通じ、投資主の利益保護及び投資主からの信頼確保に努めています。

② 本投資法人におけるコンプライアンス体制

本投資法人は、その役員会規程において、役員会を3ヶ月に1回以上開催することと定めています。本投資法人の役員会においては、執行役員及び監督役員が出席する（本投資法人は役員会の議事録の作成のため機関運営事務受託者を同席させることができます。）ほか、本資産運用会社が臨席の上、業務執行状況及び本資産運用会社による業務執行状況等について執行役員が報告を行い、本資産運用会社は執行役員が報告を行うに当たり補足説明等の補助業務を担うとともに監督役員から資産運用業務の状況等に関して報告を求められた場合はこれに応じることにより、役員会を通じた管理を行う内部管理体制を確立しています。また、本書の日付現在、本投資法人の監督役員には、弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験と見識に基づき、執行役員の職務執行につき様々な見地から監督を行っています。

③ 本資産運用会社におけるコンプライアンス体制

(ア) コンプライアンス体制

a. コンプライアンスに関する事項

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという重要性を理解し、適正な運用体制を構築するため、本資産運用会社のコンプライアンスに関する事項を担当する部門としてコンプライアンス部を設置し、またコンプライアンスに関する事項を統括する責任者としてコンプライアンス・オフィサーを任命し、他の部門に対する社内牽制機能の実効性を確保します。また、コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、取締役会の決議によりなされるものとします。

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社におけるコンプライアンス責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、本投資法人の規約、その他の諸規程等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス遵守状況の監視監督を行います。

前記のようなコンプライアンス・オフィサーの職責の重大性に鑑み、コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材を選任します。

b. 内部監査に関する事項

(i) 内部監査の組織体制及び内容

本資産運用会社における内部監査は、内部監査部長及び内部監査部が行います。なお、コンプライアンス・オフィサーが内部監査部長を兼務する場合には、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス部の業務に関する内部監査については、経営管理部長が内部監査の権限を有し、義務を負うものとします（経営管理部長には、かかるコンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス部に対する内部監査を適切に遂行できる知識経験を有する者を任命します。）。

内部監査の対象は、全ての組織、部署及びその業務とします。

内部監査は、内部監査計画を策定し、原則として内部監査計画に基づいて最低年1回以上行うこととします（定期監査）が、代表取締役が特別に命じた場合にも実施します（特別監査）。特別監査は、内部監査計画の対象期間中に、当該内部監査計画の策定時点で把握していた被監査部署における内部管理状況及びリスクの管理状況等と異なる事実が判明した場合において、特に必要と認められるときに、代表取締役が指示するものとします。

内部監査の実施に当たって各部署は、内部監査部長及び内部監査部の求める書類・帳簿等を提示して説明を行い、監査の円滑な実施に協力しなければならないものとされています。

(ii) 内部監査の結果に基づく是正措置

内部監査部長及び内部監査部は、監査結果について監査対象部に通知します。代表取締役は、かかる監査結果を踏まえて、監査対象部に改善指示を行うことができます。また、監査対象部門は、改善計画を作成し、改善を行った上で、改善状況についての報告を行わなければなりません。

(イ) コンプライアンス委員会

a. 構成員

コンプライアンス・オフィサー、代表取締役、取締役（非常勤取締役を除きます。）、外部委員（コンプライアンスに精通した、本資産運用会社と利害関係のない、弁護士の資格を有する社外の専門家とします。以下同じです。）但し、コンプライアンス・オフィサーに事故等のやむを得ない事由が生じその業務を遂行できない場合において、業務への復帰を待つことができない場合には、外部委員がコンプライアンス委員会の委員長を代行することができます（この場合、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会の委員長として有する職務及び権限（求意見・求説明権、議長権、開催方法の判断権、招集権、各報告、決議事項の判断権などを含みますがこれらに限られません。）を代行することができるものとします。）。また、外部委員に事故等やむを得ない事由が生じその業務を遂行できない場合において、業務への復帰を待つことができない場合には、あらかじめ取締役会において選任した補欠の外部委員（コンプライアンスに精通した、本資産運用会社と利害関係のない、弁護士の資格を有する社外の専門家とします。）を一時的に外部委員の任に当たらせることができます。なお、外部委員がコンプライアンス委員会の委員長を代行する場合には、補欠外部委員を一時的に外部委員の任に当たらせなければならないものとします。これらの場合、補欠外部委員は、コンプライアンス委員会において外部委員が有する権限を行使することができるものとします。

b. 委員長

コンプライアンス・オフィサー

c. 開催時期

委員長の招集により原則として3ヶ月に1回以上開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。

d. 決議事項

- (i) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改定（字句の訂正等の軽微な修正は除く。）
- (ii) コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程の制定及び改廃（字句の訂正等の軽微な修正は除く。）
- (iii) コンプライアンス上不適切な行為及び不適切であるとの疑義がある行為に対する改善措置の決定
- (iv) 投資委員会において決定することを必要とする事項で、コンプライアンス・オフィサーが法令等に照らしてコンプライアンス委員会に付議する必要があると認めた事項についてのコンプライアンス上の問題の有無の審議
- (v) 利害関係者取引規程により、コンプライアンス委員会の承認が必要とされる取引に関する事項
- (vi) その他コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会に付議する必要があると認めた事項についてのコンプライアンス上の問題の有無の審議
- (vii) 前各号に準ずるコンプライアンス上重要と考えられる事項
- (viii) その他委員長が必要と認める事項

e. 決議方法

コンプライアンス委員会の決議は、対象となる議案について議決権を有する委員の過半数が出席し（但し、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の

出席は必須とします。なお、外部委員が委員長を代行する場合には、コンプライアンス・オフィサーの出席を要しないものの、委員長を代行する外部委員と補欠外部委員の出席は必須とします。)、対象となる議案について議決権を有する出席委員の過半数（但し、コンプライアンス・オフィサー及び全ての外部委員の賛成を必要とします。なお、外部委員が委員長を代行する場合には、委員長を代行する外部委員及び補欠外部委員の賛成を必要とします。）の賛成により決定されます。このように、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員は、それぞれ単独で議案を否決できる権限を有しています。

委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。なお、職位を兼任している場合であっても議決権は各委員につき1個とします。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

委員長は、コンプライアンス委員会の構成員以外のオブザーバーをコンプライアンス委員会に同席させて、その意見又は説明を求めることができます。

コンプライアンス委員会の構成員が欠席した場合には、委員長は、欠席した構成員に対し、議事録の写しの交付又は提供その他の適切な方法により、議事の経過の要領及びその結果を遅滞なく報告するものとします。

f. 取締役会への報告

委員長は、コンプライアンス委員会における審議及び決議を経て決定された議案及びその付随関連資料を取締役に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができるものとします。

(2) 投資主の状況

2019年2月28日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口数 (口)	比率 ^(注) (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	—	277,495	22.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	—	181,861	14.53
ヒューリック株式会社	本資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社に100%出資している親会社です。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサーサポート契約を締結しています。 本投資法人は、2013年11月7日の設立時にヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」又は「スポンサー」ということがありま	140,720	11.24

	す。) から 2,000 口の出資を受け、その後、同社に対して、2014 年 2 月の新規上場時に 79,500 口を、2014 年 11 月、2016 年 3 月、2016 年 10 月、2017 年 10 月及び 2018 年 10 月の公募増資時に計 59,220 口を割り当てています。		
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	—	45,218	3.61
野村信託銀行株式会社(投信口)	—	42,313	3.38
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S. A.	—	40,151	3.20
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	—	20,823	1.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	—	15,110	1.20
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	—	13,133	1.04
株式会社中京銀行	—	11,895	0.95
	上位 10 名合計	788,719	63.04

(注) 比率は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合を記載しています。また、小数第 3 位を切り捨てて表示しています。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

2019 年 5 月 24 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%)
ヒューリック株式会社	前記「(2) 投資主の状況」をご参照ください。	8,000	100.0

	合計	8,000	100.0
--	----	-------	-------

(4) 投資方針・投資対象

① 本投資法人の基本方針

本投資法人は、商業用不動産として確立されたアセットであり、ヒューリックが豊富な運用実績及びノウハウを有する東京コマーシャル・プロパティ（注1）を重点投資対象と位置付け、ポートフォリオの80%程度（注2）を投資するものとし、主たる投資対象に東京コマーシャル・プロパティを据えることで、中長期的な投資主価値の最大化を目指します。

また、本投資法人は、将来の『安心と信頼に満ちた社会の実現』のためのインフラとしてニーズの拡大が見込まれ、長期的に安定した収益の獲得を目指すアセットや、ヒューリックが培ってきたテナント管理等のノウハウを活用することにより、適切なリスク管理と収益の獲得が可能であり、長期的に安定した収益の獲得や中長期的な投資主価値の最大化に資するアセットを投資対象とする次世代アセット・プラス（注3）にポートフォリオの20%程度（注2）を投資するものとします。

（注1）「東京コマーシャル・プロパティ」とは、オフィス及び商業施設のうち、本投資法人の基本理念に合致する資産を総合的に包含する本投資法人特有の概念であり、具体的には、オフィスにおいては、東京都及び東京都近郊の政令指定都市にあって、原則として「最寄駅から徒歩5分以内」に立地し、当該立地において十分な競争力を有するオフィスをいい、商業施設においては、東京都及び東京都近郊の主要都市にあって原則として「最寄駅から徒歩5分以内」又は「繁華性のあるエリア」に立地し、商圏特性に適合した商品・サービスを提供するテナントからの需要が期待できる視認性の高い商業施設をいいます。

（注2）取得価格ベースとし、取得時の消費税・地方消費税及び手数料等を含みません。なお、本投資法人が個別具体的な資産の取得を行った場合等に、これらの比率とは異なる投資比率（変動幅は最大約10ポイント）となることがあります。以下本①において同じです。

（注3）「次世代アセット・プラス」とは、本投資法人がその基本理念に基づき投資対象と定めた資産であり、具体的には、将来にわたって堅実な需要が見込まれ長期的に安定した収益の獲得や、中長期的な投資主価値の最大化に資すると本投資法人が判断する賃貸不動産であり、原則として個別物件の収益性、立地特性及び当該立地における競争力等を見極めたうえで、厳選して投資します。本投資法人は、「有料老人ホーム」、「ネットワークセンター」及び、「ホテル」のほか、オフィス及び商業施設のうち東京コマーシャル・プロパティに該当しない施設を次世代アセット・プラスに該当するものと位置づけています。なお、将来にわたって堅実な需要が見込まれ長期的に安定した収益の獲得や、中長期的な投資主価値の最大化に資すると本投資法人が判断する場合には、次世代アセット・プラスの具体的範囲は拡大し又は変化することがあります。

(ア) 東京コマーシャル・プロパティへの重点的投資

本投資法人は、東京コマーシャル・プロパティに対して重点的に投資を行います。その際、中長期にわたり競争力を有するポートフォリオを構築するため、周辺環境を含めた立地の選定を最も重視しつつ、用途、規模、クオリティ、スペック（仕様）及びテナント等の個別要素を総合的に勘案した上で慎重に投資判断を行います。東京コマーシャル・プロパティは、オフィス及び商業施設のうち、本投資法人の基本理念に合致するものとし、具体的には以下のとおりです。

a. 投資対象

・オフィス

本投資法人が東京コマーシャル・プロパティの一つの柱として投資する「オフィス」は、東京都及び東京都近郊の政令指定都市にあって、原則として「最寄駅

から徒歩5分以内」に立地し、当該立地において十分な競争力を有するオフィスをいいます。

- ・商業施設

本投資法人が東京コマーシャル・プロパティのもう一つの柱として投資する「商業施設」は、東京都及び東京都近郊の主要都市にあって、原則として「最寄駅から徒歩5分以内」又は「繁華性のあるエリア」に立地し、商圈特性に適合した商品・サービスを提供するテナントからの需要が期待できる視認性の高い商業施設をいいます。

- b. 投資比率

「東京コマーシャル・プロパティ」合計でポートフォリオの80%程度とします。

(イ) 次世代アセット・プラスへの投資

本投資法人は、将来にわたって堅実な需要が見込まれ長期的に安定した収益の獲得や、中長期的な投資主価値の最大化に資すると本投資法人が判断する次世代アセット・プラスに対しても、原則として個別物件の収益性、立地特性及び当該立地における競争力等を見極めた上で、厳選して投資します。本投資法人は、本書の日付現在、少子高齢化の進展する我が国において社会的ニーズの更なる高まりが見込まれる「有料老人ホーム」、情報化社会の進展によって社会的重要性が増大し、更なる投資の拡大が見込まれる通信インフラ施設である「ネットワークセンター」並びに安定的な観光利用及びビジネス利用に加え、日本政府の施策推進による訪日外国人観光客の増加等を背景として、更なる需要の拡大が見込まれる「ホテル」を次世代アセット・プラスの主要な用途と位置づけて運用を行うものとします。

本投資法人は、これらの次世代アセット・プラスについて、堅実な需要が見込まれる一方で、東京コマーシャル・プロパティには存在しない様々なリスクが顕在化する可能性のある資産であるとも考えています。したがって、本投資法人は、次世代アセット・プラスへの投資に際しては、各アセットの特性や固有のリスクを十分に分析し、資産保有・運営管理・売却の各局面ごとに内包する各種のリスクに対処するために、必要に応じて万全と考えられる各種の対応策を講じた上で、厳選して投資します。

かかる次世代アセット・プラスの特性と固有のリスクに対処するため、必要に応じて、本投資法人は、新たな次世代アセット・プラスへの選定に当たって、本資産運用会社内に設置する投資委員会において独立性のある外部専門家の意見も聴取しながら、当該次世代アセット・プラスの特性と固有のリスク等の分析を踏まえて多角的な検討を実施します。

- a. 投資対象

- ・有料老人ホーム

有料老人ホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号、その後の改正を含みます。以下「老人福祉法」といいます。）に規定された施設類型の1つで、居住者となる高齢者に何らかのサービス提供を行う施設が属するカテゴリーであり、株式会社による運営が可能です。老人福祉法及び介護保険法（平成9年法律第123号、その後の改正を含みます。以下「介護保険法」といいます。）において、有料老人ホームにも様々な類型が存在しますが、入居者の属性により「自立者向け」と「要介護者向け」に、入居者の権利形態により「建物賃貸借方式」、「終身建物賃貸借方式」と「利用権方式」に分類することができます。

本投資法人が投資対象とする「有料老人ホーム」は、主に介護が必要な高齢者を対象とする介護付有料老人ホーム（介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた有料老人ホーム）のうち、想定月額利用料（注1）が市場相場における中価格帯以上に属する利用権方式（注2）の施設です。

本投資法人は、「有料老人ホーム」のテナントである介護事業者との間で長期賃貸借契約を締結しています（注3）。利用権方式の介護付有料老人ホームの介護事業者に対しては、入居者からは月額利用料及び入居一時金（注4）が、保険者（市町村）からは介護報酬が、それぞれ支払われており、入居者の増減、月額利用料の延滞、社会保障制度が変更された場合における介護報酬の増減等によって介護事業者の収入は影響を受けることとなりますが、本投資法人が受領する賃料は、原則として介護事業者の収入の増減による影響を受けません。なお、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針について」により、有料老人ホームに係る賃貸借契約の契約期間については、借家により有料老人ホームを設置する場合、かつ入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、「当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の契約期間（極端に短期間でないこと）を定めた自動更新条項が契約に入っていること」が要件とされています。

（注1）「想定月額利用料」とは、入居一時金を60ヶ月（想定入居期間）で除して得た金額を、月額利用料に加算した金額をいい、入居者の実質的な負担感を簡易的に想定した金額となります。なお、入居一時金が存在しないケースもあります。

（注2）「利用権方式」とは、有料老人ホームの入居者が専用居室や共有スペースを終身で利用する権利を取得する方式です。なお、利用権は譲渡・売却・相続の対象とはなりません。

（注3）本投資法人は、テナントである介護事業者との間で長期賃貸借契約を締結するに際し、スポンサー又はそのグループ会社をマスターリース会社として賃料パススルー型の転賃借を介して契約を行う場合があります。

（注4）有料老人ホームに入居する場合、入居一時金の有無、金額及び償却期間・償却方法は、有料老人ホーム毎に決められています。入居一時金は、有料老人ホーム毎に決められている償却期間・償却方法によって償却されますが、償却期間内に退去する場合は、未償却残額が返還されます。

本投資法人は、有料老人ホームへの投資に際して、物件のスペック（施設・立地）、介護事業者、契約内容等に関して定めた投資基準に従って慎重に検討し、厳選して投資します。また、本投資法人は、ヘルスケア施設を取得するに当たり、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解しているコンサルタント会社等の外部専門家を選任し、当該外部専門家から取引の対象となるヘルスケア施設や対象となるヘルスケア施設のオペレータ等について助言を受けることとしています。

・ネットワークセンター

本投資法人が投資対象とする「ネットワークセンター」は、各通信事業者（注）が保有する通信網を日本国内全体にわたって接続する役割を果たしており、音声ネットワークサービスやデータネットワークサービス等の各種通信サービスを提供するための基盤となる施設です。

（注）本書の日付現在、日本国内の主な通信事業者としては、エヌ・ティ・ティグループ、ソフトバンクグループ及びKDDIグループ等があります。

通信事業者は、音声通信やデータ通信等を通信サービス加入者へ提供するための通信網を保有して事業を行っています。これらの通信網は、大きく分けて長距離通信網と地域通信網に分類することができます。長距離通信網は中継系ネットワークと呼ばれ、主に都道府県間での通信を実現しています。一方、地域通信網は加入系ネットワークと呼ばれ、通信サービス加入者へ直接接続して通信サービスを届ける役割を担っています。

(i) 中継系ネットワークにおける位置づけ

ネットワークセンターは、全国のネットワークセンターと接続することで都道府県間での通信を実現しています。また、日本国内の通信事業者3社（株式

会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社) の保有するネットワークセンターとも接続し、事業者間での通信も実現しています。さらに、携帯電話通信のネットワークの結節点としての役割を果たし、携帯電話等の通話やインターネット接続を可能にしています。

(ii) 加入系ネットワークにおける位置づけ

ネットワークセンターは、長距離通信網と地域通信網を橋渡しする役割を果たしています。長距離通信網からの通信データは、ネットワークセンターで各地域の中継局へ振り分けられ、通信サービス加入者のもとへ届けられます。

本投資法人は、テナントである通信事業者との間に長期賃貸借契約を締結しています。通信事業者に対しては、各種通信サービス利用者から通信サービス利用料が支払われており、通信サービス利用料の増減は通信事業者の収入に影響を与えることとなりますが、本投資法人が受領する賃料は、原則として通信事業者の収入の増減による影響を受けません。

本投資法人は、ネットワークセンターへの投資に際して、通信事業者の事業継続可能性と、通信事業者の事業における当該施設の重要性及び使用継続可能性、通信事業者との契約内容等を慎重に検討し、厳選して投資します。

・ホテル

本投資法人が投資対象とする「ホテル」は、交通利便性が良好又は国内有数の観光地等に立地し、観光利用又はビジネス利用等の需要が見込まれる施設です。

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、ホテル運営会社としてヒューリックホテルマネジメント株式会社(100%子会社)を設立し、銀行店舗の建替えにより開発したヒューリック雷門ビルにおいて2012年8月に「THE GATE HOTEL 雷門 by HULIC」を開業して以来、ホテルの運営を行っています。

また、ヒューリックは、3K(高齢者・観光・環境)ビジネスのうち、観光の一環としての「ホテル」にも注力し、多くのホテル事業者との間でホテルの賃貸事業等を展開するなかで、ホテルのテナント管理・運営等のノウハウを蓄積しているほか、ホテル事業者の施設新設ニーズを踏まえた開発案件にも取り組むなど、ノウハウの蓄積及び活用に取り組んできました。

本投資法人は、ホテルへの投資に際して、物件のスペック(施設・立地)、ホテル事業者、契約内容等に関して定めた投資基準に従って慎重に検討し、厳選して投資します。

なお、本投資法人は、原則として「ホテル」のテナントであるホテル事業者との間で、長期賃貸借契約を締結します(注)。

(注) 本投資法人は、テナントであるホテル事業者との間で長期賃貸借契約を締結するに際し、スポンサー又はそのグループ会社をマスターリース会社として賃料パススルー型の転貸借を介して契約を行う場合があります。

・その他

本投資法人は、上記の「有料老人ホーム」、「ネットワークセンター」及び「ホテル」のほかに、オフィス及び商業施設のうち東京コマーシャル・プロパティに該当しない施設に厳選して投資します。

b. 投資比率

「次世代アセット・プラス」合計でポートフォリオの20%程度とします。

f. リスクコントロール

「次世代アセット・プラス」への投資に当たっては、必要に応じて本資産運用会社内に設置された投資委員会において、独立性のある外部専門家の意見も聴取しながら、リスク等の分析を踏まえて多角的な検討を実施し、それぞれの不動産等の用途タイプ毎に、固有の投資基準・モニタリング基準を設けて、その基準を遵守しながら投資を実行することとします。

投資に際しては、物件に係るデューディリジェンスに加えて、必要に応じて長期賃貸借契約を締結するテナントの事業及び財務に係るデューディリジェンスを実施し、取得後においては、定期及び不定期のモニタリングを実施します。

(ウ) ヒューリックグループとのコラボレーション

本投資法人及び本資産運用会社は、ヒューリックグループ（注）とのコラボレーションに基づく成長戦略により、本投資法人の基本理念の実現を目指すため、スポンサーであるヒューリックとの間でスポンサーサポート契約を締結しています。また、本投資法人はヒューリックとの間で商標使用許諾契約を締結し、ヒューリックが保有する商標を、原則として無償で使用する事の許諾を受けています。本投資法人及び本資産運用会社は、これらの契約を通じ、ヒューリックグループが培ってきた開発力、ネットワーク、施設運営ノウハウ、ブランド力等を最大限に活用します。

（注）「ヒューリックグループ」とは、ヒューリック及びヒューリックが直接又は間接に当該会社等の議決権の全てを所有している会社等にて構成されるグループ会社をいいます。

(エ) 投資主価値を最大化する充実したガバナンス体制

本投資法人は、その資産運用に際し、投資主の利益とヒューリックグループの利益の一体化を可能な限り図りつつ、利益相反対策と第三者性を確保した運営体制を採用することとし、この2つを中心的な枠組とした上で、中立的かつ透明性の高いガバナンス（企業統治）体制の整備・充実を図る方針です。

(オ) 安定的かつ健全な財務運営

本投資法人は、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することを目的として、安定的かつ健全な財務運営を構築することを基本方針とします。具体的には、財務健全性確保のため、本投資法人の資産総額のうち有利子負債総額の占める割合（LTV）は、原則として60%を上限とし（注）、当面はポートフォリオ規模等を考慮して40%から45%程度の水準で保守的に運営し、中長期的には40%から50%の水準で運営することを目指します。また、メガバンクを中心とする複数の金融機関との間で強固かつ安定的な取引関係を築きます。

また、本投資法人は、減価償却費相当額の内部留保金を含む余剰資金を原資として、物件の新規取得、借入金の返済等、その時々において最も有効的かつ戦略的なキャッシュ・マネジメントを行います。

（注）新規投資や資産評価の変動等により、一時的に60%を超えることがあります。

② 投資基準

本投資法人は、個別の不動産等を取得するに際し、我が国における不動産の売買・賃貸マーケット環境を分析し、ポートフォリオ全体の成長性と収益性及びリスク要因等と併せ、以下に列挙する各事項を勘案し、総合的な判断の下で取得決定を行うこととしています。

なお、本投資法人は、以下の各事項に加え、本投資法人が主たる投資対象とするオフィスビルへの投資判断に際しては、オフィス集積状況や駅からのアクセス性等を分析の上、建物規模やフロア規模・形状、設備仕様等に基づく地域内での競争力の分析を行います。また、商業施設への投資判断に際しては、商圈人口・人口動態等を基に地域の将来性を含めた商圈分析を行った上で、テナント業態・賃貸借契約の内容と商圈特性との適合性や新規競合店の出店可能性等の分析を行います。

また、本投資法人は、建物と一体としてその敷地を取得するほか、その利用に供される土地の所有権その他の権利（いわゆる底地）のみを取得することがあります。また、本投資法人は、社会経済的な利用形態において一体的に利用される一又は複数の不動産から構成される施設又はこれを裏付けとする不動産関連資産（以下「複合資産」といいます。）について、当該複合資産の利用目的又は実際の利用形態が主として東京コマーシャル・プロパティ及び次世代アセット・プラス（又はそのいずれか）であるときは、当該複合資産の全部又は一部を取得することができるとされています。

（ア）耐震性能

新耐震基準（1981年改正の建築基準法に基づく耐震基準）に基づく施工又は補強工事等により新耐震基準と同等以上の耐震性能を有すると判断される物件を原則取得します。なお、現況で基準を満たしていない場合でも、取得後速やかに補強工事等により新耐震基準と同等以上の耐震性能を有することが見込まれる場合は、例外的に取得を決定することがあります。

（イ）地震PML値（注）

ポートフォリオPML値が15%を超える場合は、個別PML値が15%を超える物件について火災保険及び利益保険の特約として地震保険の付保を検討します。

（注）地震PML（Probable Maximum Loss：予想最大損失率）値とは、想定した予定使用期間中（50年＝一般的建物の耐用年数）に想定される最大規模の地震（50年間で10%を超える確率で襲ってくる予想される大地震＝再現期間475年相当（年超過確率0.211%）の大地震）によりどの程度の被害を受けるかを、90%非超過確率に相当する予想損失額の再調達価格に対する割合（%）で示したものです。但し、予想損失額は、地震動による建物（構造体、仕上げ、建築設備）のみの直接損失に関するものだけであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

（ウ）環境・地質

建物内におけるアスベスト等の有害物質の使用状況及び敷地内の土壌の状況が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、その後の改正を含みます。）や土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、その後の改正を含みます。）等関連法令に適合している若しくはこれらへの対応策が講じられていることを原則とします。但し、現況で基準を満たしていない場合でも、取得後速やかに是正可能な場合は、例外的に取得を決定することがあります。

（エ）テナント

社会的信用力等を確認した上で、賃料水準、賃貸借契約期間、業種、競争力等についても評価・分析し、経済的信用力を有するテナントであることを原則とします。

また、次世代アセット・プラスのテナントについては、必要に応じて事業及び財務に係るデューディリジェンスを実施し、当該テナントによる長期的に安定した施設運営が可能であると判断できることを原則とします。

(オ) 権利関係

所有権、賃借権、地上権等権利の態様を確認し、特に、共有（準共有を含みます。以下同じです。）、区分所有、借地の場合は物件の特性を総合的に勘案した上で、権利関係者の信用力・属性等に特段問題が無く、運営・管理や持分処分における制約事項が少ない場合に、投資を行うことを原則とします。

(カ) 開発不動産等

本投資法人は、原則として、未稼働の不動産等は投資対象としません。但し、未稼働不動産等又は建設予定若しくは建設中の不動産等であっても、稼働又は竣工後のテナントの確保が十分に見込まれ、取得後の収益の安定性が見込める場合には、建物の完工・引渡し等のリスクを軽減させるための措置を施した上で、投資を行うことができるものとします。

③ デューディリジェンス基準

不動産関連資産への投資に当たっては、本資産運用会社は下記経済的調査、物理的調査及び法的調査を十分に実施し、運用不動産の物件特性（立地の優位性、建物の性能及び規模、賃料水準、競合物件の有無をはじめとする資産価値の維持・向上を阻害する要因等の有無等）の把握及びそれらの評価を中心とした、当該運用資産の投資対象としての妥当性について検討を行います。

かかる検討・評価を目的として、調査能力及び経験を有する第三者が作成するエンジニアリング・レポート、マーケットレポート、地震リスク調査報告書を参考とし、現地調査、譲渡予定者等へのヒアリング等による物件調査（デューディリジェンス）を行います。

また、次世代アセット・プラスにおいては、その収益性と資産価値が、テナントの事業運営力及び財務内容に大きく依拠していると本資産運用会社が認める場合には、その見地において、対象資産及びテナントについて、それらテナントの協力の得られる範囲において、様々な見地での検証とデューディリジェンスを行うことを原則とします。

とりわけ、有料老人ホームへの投資に際しては、物件のデューディリジェンスに加えて、当該施設のテナントである介護事業者に対し、外部専門家等と協働して介護事業者の事業、財務及び遵法性等に係るデューディリジェンスを実施し、当該介護事業者による長期的に安定した施設運営が可能であると判断できる物件のみに投資します。また、取得後は、当該介護事業者の事業、財務及び遵法性等の状況についてモニタリングを実施することで、運営リスクの管理に努めるものとし、将来において介護事業者の事業継続性に懸念が生じた場合には、運営を引き継ぐ後継テナントの確保等を検討します。

(ア) 調査（デューディリジェンス）の実施

調査項目		内容
経済的調査	テナント調査	・テナントの信用状況（業種、業容、業歴、決算内容、財務状況等）

		<ul style="list-style-type: none"> ・テナントの賃料支払状況、テナントと現所有者との紛争の有無及び可能性等 ・テナントの賃借目的、契約形態、契約内容及びその継承の有無 ・過去の稼働率、賃料推移 ・各建物における各既存テナントの占有割合、分布割合
	マーケット調査	<ul style="list-style-type: none"> ・商圈の状況（商圈人口、世帯数及び商業指標等） ・周辺の市場賃料、稼働率の調査 ・周辺の競合物件の状況 ・周辺の開発計画の動向 ・テナントの需要動向 ・テナント誘致の可能性 ・物件の処分（売却）の可能性
	収益性調査	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約形態と賃料の安定性 ・現行賃料と市場賃料の乖離状況と将来見通し ・テナント異動の可能性と代替テナント確保の容易性 ・テナント入退居見込、賃料減額の見込等の有無 ・プロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）/マスターリース会社による中長期的なリーシング方針 ・公租公課の変動可能性（軽減措置期間の終了、再開発進行等による評価額の上昇等） ・プロパティ・マネジメント業務委託契約の形態と管理水準、報酬の適正性 ・建物管理業務委託契約の形態と管理体制、管理水準、報酬の適正性 ・水道光熱費等の水準とテナントからの戻入状況 ・修繕履歴と修繕計画、現行の劣化状況を踏まえた予想修繕費、設備等の更新費等の負担及びその妥当性 ・修繕積立の状況と積立金額の妥当性（区分所有等） ・次世代アセット・プラスにつき、必要に応じて施設損益、賃料カバレッジ、それらの安定性、賃料負担能力等（テナント協力の得られる範囲内）
物理的調査	立地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・街路の状況、主要幹線道路へのアクセス状況 ・鉄道等の公共交通機関の利便性

		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用状況、水害及び火災等の災害履歴 ・周辺の便利施設、官公諸施設等の配置及び近接性 ・地域の知名度及び評判、規模等の状況 ・商圈の安定性及びその成長性、競合の状況、周辺での開発状況、転用の可能性（商業施設の場合）
	建物調査	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠、主要構造、築年数、設計者・確認検査機関・施工業者等 ・内外装の部材の状況 ・賃貸可能面積、天井高、空調方式、床荷重、セキュリティ設備、電気容量、照明照度、区画割対応、防災設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場その他共用設備の状況 ・設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 ・外構、屋上、外装、設備等についての現地調査 ・エンジニアリング・レポートにおける長期修繕計画の検証 ・建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。）・都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）等関連法令の遵守状況等 ・耐震性能（新耐震基準又は同等の耐震性能を有しているか） ・地震PML値（予想最大損失率）の検証 ・管理委託契約の内容（形態、仕様水準等）及び建物管理状況の良否、建物管理会社等へのヒアリング ・管理細則等の有無及びその内容、管理会社の質と信用力
	環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト・PCB等の有害物質の使用履歴、使用状況及び保管状況 ・地質状況、土地利用履歴、土壌汚染状況等
法的調査	権利関係	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物について、その権利関係（完全所有権、地上権、借地権、共有、分有、区分所有、区分所有の共有等）の把握と権利関係に付随する各種契約等の内容の検討 ・隣接地権者等との紛争の有無 ・信託契約の内容
	法令上の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・遵法性、既存不適格の有無 ・建築関連法規、条例、協定等による建築制限、用途制限、使用制限等の有無

	契約関係	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約、転貸借契約、使用契約等の調査 ・テナントとの紛争の有無
	境界調査	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確定の状況、越境物の有無とその状況 ・実測面積の確定状況 ・境界紛争の有無

(イ) 専門性、客観性及び透明性の確保

デューディリジェンスにおける調査項目のうち、以下の項目については、専門性、客観性及び透明性の確保の観点から、第三者である外部の専門家に調査を委託します。

- a. 鑑定評価（価格調査）
- b. 建物調査
- c. 地震PML調査
- d. 環境調査
- e. テナントの事業及び財務（注）

（注）次世代アセット・プラスのうち、本資産運用会社が必要と認める場合に調査を委託します。但し、ヘルスケア施設を取得する際には、必ず、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解している外部専門家を選任し、当該外部専門家から取引の対象となるヘルスケア施設や対象となるヘルスケア施設のオペレータ等について助言を受けることとしています。

④ フォワード・コミットメントに関する方針

フォワード・コミットメント（先日付での売買契約であって、契約締結日から1ヶ月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの及びその他これに類する契約をいいます。）を行う場合には、以下の点に留意します。

（ア）契約不履行に関する解約違約金に関して、当該違約金の水準が、ポートフォリオ全体の収支及び配当水準等に与える影響（東京証券取引所の定める上場廃止要件を含みます。）

（イ）売買契約締結から物件引渡しまでの期間、当該期間中における金融環境及び不動産市場等の変動リスク可能性、決済資金の調達方法等

(4) ー2 テナントの選定基準に関する事項

マーケット動向を調査・把握し、個別物件における適正な賃貸条件等の検討を行うとともに、PM会社を最大限活用し、優良テナントの選定に努めます。

テナントとの賃貸借契約に際しては、本資産運用会社がその社内規程に従い信用度及び反社会的勢力との関係をチェックし、賃料水準、賃貸借契約形態、期間及び再契約の可能性等を総合的に判断するものとします。

(4) - 3 海外不動産投資に関する事項

現時点では海外不動産への投資を行う予定はありません。

(5) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、1957年3月、株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）の所有不動産に関する当時の銀行法（昭和2年法律第21号）等の各種規制に対応するため、日本橋興業株式会社として設立されました。設立当初は、同銀行の銀行店舗・センター・企業寮の所有及び管理受託を主要な事業としていましたが、その後、「都心の駅近のオフィス」等を外部から取得することで、不動産賃貸業務を拡大する一方で、築年数の経過した保有不動産について立地の特性に適した建替えを進める建替事業への進出のほか、銀行店舗や企業寮の建替事業で培ったノウハウを活用した開発事業、CRE 事業及び PPP 事業を展開するなど事業領域の拡大と強化を進めており、次の成長戦略として REIT 事業を開始しました。

2007年1月には、商号を「HUMAN（ひと）」、「LIFE（生活）」、「CREATE（創造する）」という3つの言葉を組み合わせた「ヒューリック株式会社（HULIC）」に改め、2008年11月には東京証券取引所市場第一部への株式上場を実現し、2010年7月に千秋商事株式会社及び芙蓉総合開発株式会社、2012年7月に昭栄株式会社との合併等により業容を拡大しており、2018年12月期における連結総資産は15,264億円、連結営業収益は2,875億円、連結経常利益は725億円の規模を誇っています。

ヒューリックの不動産賃貸事業は、オフィス、商業施設、賃貸マンション、企業寮、ホテル、有料老人ホームなど多岐にわたりますが、オフィス及び商業施設が中心であり、オフィス及び商業施設のポートフォリオは、東京23区に所在する物件と、最寄駅からの距離が近い物件が多くを占める構成となっています。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

(ア) ヒューリックとのサポート契約に基づく外部成長戦略

本投資法人及び本資産運用会社は、以下の内容のスポンサーサポート契約をヒューリックとの間で締結しています（注）。これにより、外部成長に関連するヒューリックグループからの様々なサポートを活用することが可能となり、今後の外部成長に寄与するものと本投資法人は考えています。

（注） スポンサーサポート契約の有効期間は、2014年1月6日（本投資法人が新規上場を公表した日）から3年間ですが、有効期間満了日の3ヶ月前までに、各当事者が他の当事者に対して当該契約を更新しない旨を書面により通知しない限り、さらに3年間、同一の条件にて自動更新されるものとしており（以降も同様）、本書の日付現在においても本契約は有効となっています。

< スポンサーサポート契約の内容（外部成長戦略） >

a. 優先交渉権の付与

スポンサーは、ヒューリックグループが対象不動産（注1）の売却を計画する場合には、原則として、本資産運用会社に当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を提供し、第三者に優先して交渉する権利を付与しています。なお、本投資法人の投資対象の一部（注2）についての優先交渉権は、スポンサーが本投資法人と同様にスポンサーサポートを提供するヒューリックプライベートリート投資法人（以下「私募リート」といいます。）との間の取得機会の競合の調整を目的として、その第一順位を私募リート、本投資法人を第二順位としています。また、優先交渉権の有効期間については、売却希望会社と本資産運用会社が別途合意する期間（1ヶ月を経過しない期間）とします。

（注1）「対象不動産」とは、本資産運用会社はその社内規程として定める運用ガイドラインに規定する本投資法人の投資基準に適合すると合理的に想定される不動産等（東京コマーシャル・プ

ロパティ及び次世代アセット・プラスを中心とする不動産等)をいい、開発中の不動産等及び不動産等を裏付とする信託受益権、匿名組合出資等の本投資法人が取得可能な資産を含むものをいいます。

(注2) 東京コマーシャル・プロパティのうち東京 23 区以外に所在する「オフィス」、並びに次世代アセット・プラスのうち想定月額利用料が市場相場における高価格帯に属する施設以外の「有料老人ホーム」及び東京コマーシャル・プロパティに該当しないオフィス、商業施設が対象となる資産です。

b. 第三者保有物件の売却情報提供

スポンサーは、第三者から対象不動産の売却に関する情報が提供された場合、所有者その他関係当事者の事前承諾を得られることを条件に、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を速やかに提供します。

また、スポンサーは、ヒューリックグループが出資している特別目的会社、又は、ヒューリックグループの意向を受けて不動産等のアセットマネジメント業務を受託しているアセットマネジメント会社が管理する特別目的会社が対象不動産の売却を予定する場合には、関係当事者の事前承諾を得られることを条件に、原則として、遅くとも第三者と同時に、本資産運用会社に対し、当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を提供します。

c. ウェアハウジング機能の提供

本資産運用会社は、本投資法人による不動産等の機動的な取得を目的として、スポンサーに対し、当該不動産等の本投資法人への譲渡を前提とした一時的な保有(ウェアハウジング)を依頼することができ、スポンサーは、当該依頼について真摯に検討します。

d. 物件共有への協力

本資産運用会社は、スポンサーに対して本投資法人との物件の共有を依頼することができ、スポンサーは、当該依頼について真摯に検討するものとします。

e. 物件取得及び運用業務の補助サービス

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、原則として、物件取得及び運用に関する助言・補助を行うものとします。

(イ) ヒューリックとのサポート契約に基づく内部成長戦略

本投資法人及び本資産運用会社は、以下の内容のスポンサーサポート契約をヒューリックとの間で締結しています。また、本投資法人は、以下の内容の商標使用許諾契約をヒューリックとの間で締結しています。これにより、内部成長に関連するヒューリックグループからの様々なサポート及びスポンサーのブランド力を活用することが可能となり、今後の内部成長に寄与するものと本投資法人は考えています。

<スポンサーサポート契約の内容(内部成長戦略)>

a. リーシングサポート

スポンサーは最新の賃貸需要動向に関する情報を本資産運用会社に提供するものとします。

また、スポンサーは、本投資法人が保有又は取得を検討する物件に関して本投資法人が依頼した場合には、ヒューリックグループによるリーシングサポートの提供につき真摯に検討するものとします。

b. プロパティ・マネジメント業務の受託

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、原則として、プロパティ・マネジメント業務を受託します。

c. 環境配慮技術・ノウハウの提供

スポンサーは、本資産運用会社が依頼する場合には、リニューアル工事や物件運営において、テナント満足度の向上、水道光熱費の節約等に資する環境配慮技術・ノウハウを提供するよう可能な範囲で努力するものとします。

d. マーケット情報の提供

スポンサーは、不動産の売買、開発に関するマーケット情報を提供するとともに、不動産の賃貸マーケットに関する情報を提供するものとします。

e. 人的サポート・ノウハウの提供

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、人材の確保（本資産運用会社による本投資法人の運営に必要な物件取得・物件管理・財務・IR等のノウハウを有する人材の派遣（出向・転籍）を含みます。）に合理的な範囲で協力するものとします。

また、スポンサーは、本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うものとします。

f. 保有資産の再開発サポート

本投資法人の保有資産について、一定以上の築年数が経過し、本資産運用会社が再開発の必要を認めた場合には、本資産運用会社は第三者に先立ち、スポンサーに対して再開発計画の検討・提案を要請します。なお、本資産運用会社は、再開発された物件について優先交渉権を付与されます。

g. 固定賃料のマスターリース

スポンサーは、本投資法人が保有し又は取得を検討する物件につき、本投資法人の運用資産の安定収益確保を目的として、本資産運用会社から要請がなされた場合には、ヒューリックグループによる、固定賃料のマスターリース契約の締結及び諸条件につき真摯に検討するものとします。

<商標使用許諾契約の内容>

a. 商標（ヒューリックブランド）の使用

本投資法人は、ヒューリックとの間で、商標使用許諾契約を締結し、本投資法人が事業の推進するに当たり、本投資法人が保有する物件が「ヒューリック

ク」及び「HULIC」の名称並びにそのロゴマークについてスポンサーが保有する商標を原則として無償で使用する事の許諾を受けています。

b. 有効期間

商標使用許諾契約の有効期間は、当初 2013 年 11 月 7 日から 2014 年 11 月 6 日までの 1 年間ですが、当該期間満了日の 1 ヶ月前までに、各当事者が他の当事者に対して当該契約を更新しない旨を書面により通知しない限り、さらに 1 年間、同一の条件にて自動更新されるものとしており（以後も同様）、本書の日付現在においても、商標使用許諾契約は有効となっています。

③ スポンサーの企業グループと投資法人の投資対象の棲分け、あるいは、重複の状況

スポンサーであるヒューリックにとって不動産賃貸事業は主要な業務の 1 つであり、当該業務において、本投資法人の事業と重複しています。もっとも、上記スポンサーサポート契約において、ヒューリックグループが対象不動産（注 1）の売却を計画する場合には、原則として、本資産運用会社に当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を提供し、第三者に優先して交渉する権利を付与しています。但し、本投資法人の投資対象の一部（注 2）についての優先交渉権は、スポンサーが本投資法人と同様にスポンサーサポートを提供する私募リートとの間の取得機会の競合の調整を目的として、その第一順位を私募リート、本投資法人を第二順位としています。また、スポンサーは、第三者から対象不動産の売却に関する情報が提供された場合、所有者その他関係当事者の事前承諾を得られることを条件に、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を速やかに提供することとされています。

（注 1）「対象不動産」とは、本資産運用会社がその社内規程として定める運用ガイドラインに規定する本投資法人の投資基準に適合すると合理的に想定される不動産等（東京コマーシャル・プロパティ及び次世代アセット・プラスを中心とする不動産等）をいい、開発中の不動産等及び不動産等を裏付とする信託受益権、匿名組合出資等の本投資法人が取得可能な資産を含むものをいいます。

（注 2）東京コマーシャル・プロパティのうち東京 23 区以外に所在する「オフィス」、並びに次世代アセット・プラスのうち想定月額利用料が市場相場における高価格帯に属する施設以外の「有料老人ホーム」及び東京コマーシャル・プロパティに該当しないオフィス、商業施設が対象となる資産です。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員状況（2019 年 5 月 24 日現在）

役職名	氏名	主要略歴	選任理由
執行役員	時田 榮治	1975 年 4 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2000 年 4 月 同行 与信管理部長 2002 年 4 月 株式会社みずほ銀行 与信企画部長 2002 年 11 月 同行 京都支店長	不動産運営、営業及び財務等の不動産投資運用業の核たる業務全般にわたる実務経験と見識に加え法人の役員の実務経験も有していることから、本投資法人の経営を遂行する者として適任であると考えます。

		2004年4月 同行 執行役員 新橋支店長 2005年1月 同行 常務執行役員 2009年3月 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 2012年2月 昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会社） 顧問 2012年3月 同社 代表取締役社長 2012年7月 ヒューリック株式会社 顧問 2012年12月 同社 顧問 戦略企画室長 2013年4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役（現任） 2013年11月 ヒューリックリート投資法人 執行役員（現任）	
役職名	氏名	主要略歴	選任理由
補欠執行役員	一寸木 和朗	1985年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2004年5月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） ALM部 次長 2009年4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 兜町証券営業部長 2013年4月 ヒューリック株式会社 出向 2013年5月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 出向 2013年7月 同社出向 取締役 2013年8月 同社出向 取締役 企画・管理部長 2013年12月 ヒューリックリート投資法人 補欠執行役員（現任） 2014年1月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 取締役 企画・管理部長 2019年2月 同社 常務取締役 企画・管理部長 2019年3月 同社 常務取締役 CFO 企画管理本部長兼経営管理部長（現任）	本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の常務取締役 CFO 企画管理本部長兼経営管理部長であり、執行役員が欠けた場合の本投資法人の経営を遂行する者として適任であると考えます。

役職名	氏名	主要略歴	選任理由
監督役員	島田 邦雄	1986年4月 弁護士登録 1986年4月 岩田合同法律事務所 入所 2000年6月 みずほ債権回収株式会社 常務取締役(現任) 2007年2月 富士総業株式会社 監査役(現任) 2010年7月 島田法律事務所 代表パートナー(現任) 2011年6月 株式会社ツガミ 取締役 2013年1月 一般社団法人日本卸電力取引所 監事(現任) 2013年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任) 2018年6月 株式会社ツガミ 監査等委員である取締役(現任)	弁護士としての実務経験と見識に加え複数法人の役員等の経験も有していることから、法律の専門家の見地から執行役員の業務執行を監督する者として適任であると考えます。なお、みずほ債権回収株式会社にて常務取締役の地位にあるなど、みずほフィナンシャルグループとの関係性を一定程度有してはいるものの、本投資法人及び本資産運用会社との関係においては、監督役員としての職務以外の関係はなく、独立性を有していると考えます。
役職名	氏名	主要略歴	選任理由
監督役員	杉本 茂	1982年4月 住宅・都市整備公団(現 独立行政法人都市再生機構) 入社 1985年10月 太田昭和監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 入社 1988年7月 株式会社さくら総合事務所設立 代表取締役 1995年12月 監査法人さくら総合事務所設立 (現 さくら萌和有限責任監査法人) 2008年4月 中央大学大学院 客員教授 2008年11月 さくら萌和有限責任監査法人 代表社員(現任) 2010年5月 一般社団法人不動産証券化協会 監事(現任) 2012年6月 株式会社ツムラ 取締役(現任) 2013年2月 一般社団法人環境不動産普及促進機構 監事(現任) 2013年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任) 2017年11月 一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン 監事(現任) 2018年11月 さくら総合事務所グループ株式会社 代表取締役(現任)	公認会計士及び税理士としての実務経験と見識を有していることから、会計及び税務の専門家の見地から執行役員の業務執行を監督する者として適任であると考えます。

② 投資法人執行役員の資産運用会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職名	兼職理由	利益相反関係への態勢
時田 榮治 (執行役員)	代表取締役	本投資法人はその主たる業務である資産運用業務を委託する本資産運用会社との連携が必要となりますが、本資産運用会社の役員が本投資法人の執行役員を兼務することによって本資産運用会社と本投資法人との連携が一層強化されるものと考えます。また兼務により本投資法人の役員会への機動的かつ的確な報告が可能となることで業務運営の効率化を促進でき、同時に実質的かつ十分な審議に基づく経営判断及び意思決定を行うことができるものと考えます。	本投資法人と本資産運用会社との取引関係は資産運用業務の委託のみを予定していますが、当該委託契約の変更又は解約等については投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）又は当該委託契約の条項により、役員会又は投資主総会の承認を受けることとされており、さらに本投資法人の「役員会規程」において特別な利害関係を有する役員は役員会の決議に参加できないこととしています。なお、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し執行役員の業務執行を監督しています。 また、資産運用会社については会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含みます。）による利益相反取引の規制が適用されるほか、本資産運用会社において「利害関係者取引規程」を制定し、本投資法人と本資産運用会社の利害関係人との間で取引を行う場合には、複階層に及ぶ厳格な審査手続を実施し、さらにいくつかの階層で外部専門家による牽制を図っています。
一寸木 和朗 (補欠執行役員)	取締役	上記の本投資法人執行役員の本資産運用会社役職員との兼職に係る兼職理由をご参照ください。	上記の本投資法人執行役員の本資産運用会社役職員との兼職に係る利益相反関係への態勢をご参照ください。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当事項はありません。

(2) 資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況（2019年5月24日現在）

役職名・常勤 非常勤の別	氏名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
代表取締役	時田 榮治	前記「(1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照ください。	前記「(1) 投資法人 ①投資法人

役職名・常勤 非常勤の別	氏名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
(常勤)			の役員の状況」をご参照ください。
常務取締役 (常勤)	一寸木 和朗	前記「(1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照ください。	前記「(1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照ください。
取締役 (常勤)	戸谷 隆之	<p>1988年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2003年7月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 不動産ファイナンス営業部 参事役</p> <p>2013年4月 みずほ信託銀行株式会社 不動産・アセットファイナンス部長</p> <p>2014年4月 株式会社みずほ銀行 不動産ファイナンス営業部 副部長 兼 みずほ信託銀行株式会社 不動産ファイナンス営業部 副部長</p> <p>2016年1月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 出向 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長</p> <p>2016年4月 同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長</p> <p>2016年7月 同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査部長</p> <p>2019年2月 同社 取締役 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査部長 (現任)</p>	
取締役 (非常勤)	原 広至	<p>1988年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2012年4月 株式会社みずほ銀行 上野支店長兼上野支店上野第一部長</p> <p>2015年5月 ヒューリック株式会社 出向 不動産統括部 担当部長</p> <p>2016年1月 同社 不動産統括部 担当部長</p> <p>2017年8月 同社 不動産統括部長</p> <p>2018年7月 同社 理事 不動産統括部長</p> <p>2018年9月 株式会社ポルテ金沢 取締役（非常勤）（現任）</p> <p>2019年2月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 取締役（非常勤） (現任)</p> <p>2019年4月 ヒューリック株式会社 執行役員 不動産統括部長（現任）</p> <p>2019年5月 株式会社銀座五丁目並木通ビル 代表取締役（非常勤）（現任）</p>	兼任・兼職の状況については左記のとおりであり、出向については該当ありません。

役職名・常勤 非常勤の別	氏名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
監査役 (非常勤)	浅井 卓弥	1978年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2000年7月 同行 江坂支店長 2002年4月 株式会社みずほ銀行 江坂支店長 2003年7月 同行 業務監査部 参事役 2004年4月 同行 コンプライアンス統括部 次長 2007年3月 同行 ヒューリック株式会社へ出向 2007年3月 ヒューリック株式会社 コンプライアンス統括部長 2007年4月 同社 法務・コンプライアンス部長 2013年4月 同社 執行役員法務・コンプライアンス部長 2015年2月 ヒューリック保険サービス株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックビルマネジメント株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックビルド株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックオフィスサービス株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックホテルマネジメント株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックプロサーブ株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年2月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年3月 ヒューリック株式会社 監査役（現任） 2016年11月 ヒューリックプライベートリートマネジメント株式会社 監査役（非常勤・現任） 2017年8月 ヒューリックプロパティソリューション株式会社 監査役（非常勤・現任）	兼任・兼職の状況については左記のとおりであり、出向については該当ありません。
監査役 (非常勤)	藤田 哲也	1997年4月 株式会社聘珍樓 入社 1999年10月 センチュリー監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入社 2007年4月 ヒューリック株式会社 経理部 部長代理 2008年7月 同社 経理部 次長 2011年7月 同社 経理部 副部長 2015年2月 ヒューリックプロサーブ株式会社 取締役	兼任・兼職の状況については左記のとおりであり、出向については該当ありません。

役職名・常勤 非常勤の別	氏名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
		2015年2月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 監査役（非常勤・現任） 2015年3月 ヒューリック株式会社 経理部長 2017年1月 ヒューリックプロサーブ株式会社 経理部長（現任）	

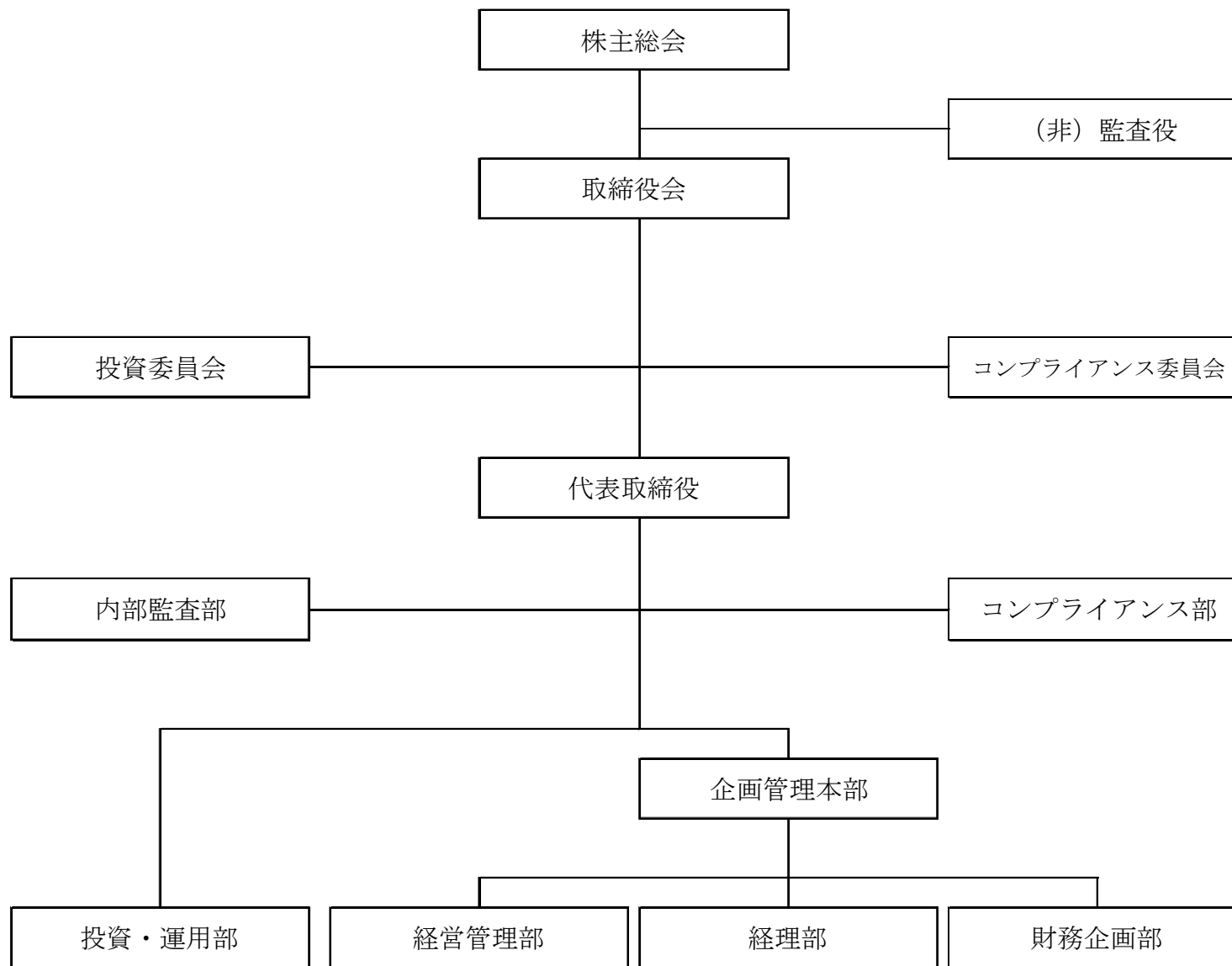
② 資産運用会社の従業員の状況（2019年5月24日現在）

出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
ヒューリック株式会社	7名	無
株式会社みずほ銀行	1名	無
出向者計	8名	—
出向者以外	18名（注）	無
資産運用会社従業員総数	26名（注）	—

（注）上記人数には、従業員兼務役員1名を含み、非常勤役員は含みません。

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

本資産運用会社の業務運営の組織体制は以下のとおりです。



(イ) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制
各組織の業務分掌体制は、以下のとおりです。

部署名	主な業務
コンプライアンス部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本資産運用会社のコンプライアンス体制の確立及び法令等遵守を尊重する企業風土の醸成に関する事項 2 コンプライアンス・マニュアルの策定及び見直しに関する事項 3 各部署による起案事項及び投資委員会付議事項の内容審査に関する事項 4 法令諸規則及び社内諸規程の遵守状況の検証、監督指導及び報告に関する事項 5 事故・事務ミス、検査等に係る行政機関及び業界諸団体等対応に関する事項 6 コンプライアンスに係る社内研修の実施及び指導に関する事項 7 法人関係情報の管理に関する事項 8 個人情報管理に関する事項 9 自主点検に関する事項 10 本資産運用会社の広告審査に関する事項 11 本資産運用会社の苦情及び紛争処理並びに訴訟行為に関する事項 12 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 13 前各号に付随する事項
内部監査部	<ol style="list-style-type: none"> 1 内部監査の統括に関する事項 2 内部監査の方針及び計画の策定に関する事項 3 内部監査の実施に関する事項 4 内部監査報告書及び改善指示書兼報告書の作成に関する事項 5 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 6 前各号に付随する事項

投資・運用部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本投資法人の運用ガイドライン、資産管理計画書、年度資金調達計画及び年度運用管理計画（以下「運用ガイドライン等」といいます。）の投資方針（ポートフォリオ全般に関わる基本方針を含みます。また、財務企画部の所管業務を除きます。）の起案 2 本投資法人の不動産等の資産の取得（取得した資産を、以下本項において「運用資産」といいます。）及び運用資産の処分に関する事項 3 本投資法人の運用資産の賃貸に関する事項 4 本投資法人の運用資産の維持管理に関する事項 5 本投資法人の運用資産のテナントの与信管理及び運用資産のリスク管理に関する事項 6 本投資法人の資産運用実績の分析及び評価に関する事項 7 本投資法人の物件別収支計画（物件管理計画を含みます。）の起案及び資産運用に関する計数管理に関する事項 8 不動産市場及び物件の調査及び分析に関する事項 9 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 10 前各号に付随する事項
企画管理本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営管理部、経理部、財務企画部の統括に関する事項 2 経営管理部、経理部、財務企画部の運営方針及び計画の策定に関する事項 3 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 4 前各号に付随する事項

<p>経営管理部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本投資法人の投資主総会及び役員会の運営に関する事項 2 本投資法人の役員の業務補助に関する事項 3 本資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営に関する事項 4 本資産運用会社の経営戦略及び経営管理に関する事項 5 本資産運用会社の配当政策に関する事項 6 本資産運用会社の投資委員会及びコンプライアンス委員会の運営に関する事項 7 本資産運用会社の規程の制定及び改廃に関する事項 8 本資産運用会社の人事及び総務に関する事項 9 本資産運用会社の業務上の重要文書の管理及び保存に関する事項 10 本資産運用会社のリスク管理に関する事項 11 本資産運用会社の印章の管理に関する事項 12 本資産運用会社の情報システム（不動産運用関係システム、ホームページを含みます。）の管理・開発管理に関する事項 13 本資産運用会社の情報セキュリティに関する事項 14 本資産運用会社の庶務に関する事項 15 本資産運用会社の登記並びに行政機関及び自主規制機関等への届出に関する事項 16 本資産運用会社の行政機関及び自主規制機関等との渉外に関する事項（事故・事務ミス、検査等に係る行政機関及び業界諸団体等対応に関する事項を除く。） 17 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 18 前各号に付随する事項
<p>経理部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本投資法人の経理及び決算に関する事項 2 本投資法人の資金管理に関する事項 3 本資産運用会社の経理及び決算に関する事項 4 本資産運用会社の資金管理に関する事項 5 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 6 前各号に付随する事項

財務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 運用ガイドライン等のうち、主として本投資法人の資金計画、財務方針等に係る項目の策定及び見直しに関する事項の起案 2 本投資法人の資金調達に関する事項 3 本投資法人の財務に関する事項 4 本投資法人の配当政策に関する事項 5 本投資法人の余剰資金の運用に関する事項 6 本投資法人の投資主に関する顧客管理、インベスターリレーションズ（IR）及び広報に関する事項 7 本投資法人のディスクロージャーに関する事項 8 本投資法人の格付けに関する事項 9 本投資法人の経営戦略に関する事項 10 本資産運用会社の資金調達に関する事項 11 本資産運用会社の財務に関する事項 12 本資産運用会社の余剰資金の運用に関する事項 13 所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項 14 前各号に付随する事項
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ウ) 各委員会の概要

a. 投資委員会

(i) 構成員

代表取締役、取締役（全員）、企画管理本部長、投資・運用部長、経営管理本部長、経理部長、財務企画部長、コンプライアンス・オフィサー（出席義務はありますが、議決権は有しません。）、外部委員（不動産鑑定士の資格を有する、本資産運用会社と利害関係を有しない、社外の専門家とします。以下同じです。）。但し、コンプライアンス・オフィサーに事故等のやむを得ない事由が生じその業務を遂行できない場合において、業務への復帰を待つことができない場合には、コンプライアンス委員会における外部委員が投資委員会におけるコンプライアンス・オフィサーの職務を代行することができるものとします（この場合、コンプライアンス・オフィサーが投資委員会の委員として有する職務及び権限（出席権や審議・決議の中止権を含みますがこれらに限られません。）を代行することができるものとします。）。また、投資委員会における外部委員に事故等やむを得ない事由が生じその業務を遂行できない場合において、業務への復帰を待つことができない場合には、あらかじめ取締役会において選任した補欠の外部委員（不動産鑑定士の資格を有する、本資産運用会社と利害関係を有しない、社外の専門家とします。）を一時的に外部委員の任に当たらせることができるものとします（この場合、補欠外部委員は投資委員会において外部委員が有する権限を行使することができるものとします。）。

(ii) 委員長

代表取締役

(iii) 開催時期

委員長の招集により原則として3ヶ月に1回以上開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。

(iv) 決議事項

- ・ 運用ガイドライン等の策定及び改定
- ・ 投資委員会規程の制定及び改廃
- ・ 本投資法人の運用資産の取得（但し、本投資法人が取得済の運用資産の隣接地、共有持分（信託受益権の準共有持分を含みます。）又は区分所有権を追加取得する場合で取得価格が5,000万円未満の少額であり、かつ「利害関係者取引規程」に定める利害関係者以外からの取得の場合を除きます。）及び売却に関する決定及び変更
- ・ 年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更（但し、本投資法人（本投資法人が不動産を保有する場合）又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース契約又は大規模修繕（費用が1億円以上のものをいうものとします。）に係る請負契約を締結する場合及び利害関係者との取引に該当する場合に限りです。）
- ・ 本投資法人の資金調達及び分配金政策に係る方針の策定及び変更
- ・ その他の本投資法人のための投資判断に係る重要事項
- ・ その他委員長が必要と認める事項

(v) 決議方法

投資委員会の決議は、コンプライアンス・オフィサー及び、対象となる議案について議決権を有する委員の過半数が出席し（但し、外部委員の出席は必須とします。）、対象となる議案について議決権を有する出席委員の過半数（但し、外部委員たる委員の賛成を必要とします。）の賛成により決定されます。このように、外部委員は、単独で議案を否決できる権限を有しています。

委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。なお、職位を兼任している場合であっても議決権は各委員につき1個とします。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

委員長は、投資委員会の構成員以外のオブザーバーを投資委員会に同席させて、その意見又は説明を求めることができます。

コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会に出席しなければならないものとします。コンプライアンス・オフィサーは、議決権は有していませんが、議事進行等の手続及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資委員会の審議・決議の中止を命じることができます。

投資委員会の構成員が欠席した場合には、委員長は、欠席した構成員に対し、議事録の写しの交付又は提供その他の適切な方法により、議事の経過の要領及びその結果を遅滞なく報告するものとします。

(vi) 取締役会への報告

投資委員会に付議された議案の起案部門は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された議案及びその付随関連資料を取締役に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができます。

b. コンプライアンス委員会

前記「1. 基本情報 (1) コンプライアンスに関する基本方針 ③本資産運用会社におけるコンプライアンス体制 (イ) コンプライアンス委員会」をご参照ください。

(エ) 運用ガイドライン等の決定に関する事項

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針である運用ガイドラインや資産管理計画書並びに年度運用管理計画及び年度資金調達計画等を定めることとしています。これらの運用ガイドライン等の決定及び変更については、担当部により起案され、コンプライアンス・オフィサーが法令等（本資産運用会社が業務を遂行するに際して遵守すべき法律、政省令、条例、その他の命令、一般社団法人投資信託協会の諸規則、本投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、本投資法人の規約、本資産運用会社の定款及び社内規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等をいいます。以下同じです。）の遵守、その他コンプライアンス上の問題（以下「法令等遵守上の問題」といいます。）の有無について審査・承認し、投資委員会における審議・決議を経た上で、最終的に決定されます。

a. 投資・運用部又は財務企画部による起案から投資委員会への上程まで

まず、投資・運用部又は財務企画部が、各部の分掌事項について部内での詳細な検討を経た後に、運用ガイドライン等を起案します。

投資・運用部又は財務企画部は、当該運用ガイドライン等の案及びそれに付随関連する資料をコンプライアンス・オフィサー（但し、本資産運用会社の社内規程に従い上級職位者がコンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使する場合は当該上級職位者）に提出し、当該運用ガイドライン等の案に関する法令等遵守上の問題の有無に関して審査を受け、その承認を得なければなりません。また、コンプライアンス・オフィサーが当該運用ガイドライン等の案について法令等遵守上の問題について検討するためにコンプライアンス委員会に付議する必要があると判断した場合、及び、上級職位者がコンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使して承認した場合には、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使して承認した場合は当該上級職位者）はコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議します。コンプライアンス・オフィサー（但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）は、当該運用ガイドライン等の案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該案を承認し、その旨を起案した投資・運用部又は財務企画部に連絡します。

投資・運用部又は財務企画部は、コンプライアンス・オフィサー（但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）の承認を受けた当該運用ガイドライン等の案を投資・運用部長又は財務企画部長に提出します。投資・運用部長又は財務企画部長は、提出を受けた当該運用ガイドライン等の案を投資委員会に上程します。

なお、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使した場合は当該上級職位者、またコンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）が当該運用ガイドライン等の案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、起案した投資・運用部又は財務企画部に対して当該運用ガイドライン等の案の修正及び再提出又は廃案を指示します。修正及び再提出の指示を受けた運用ガイドライン等の案については、修正後に再度、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使した場合は当該上級職位者、またコンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）による法令等遵守上の問題の有無に関する審査を受け、その承認（但し、上級職位者が権限を代理行使して承認した場合はコンプライアンス委員会の承認とします。）を得た後でなければ、投資・運用部又は財務企画部は、投資委員会に上程することができないものとします。また、廃案の

指示を受けた運用ガイドライン等の案は、投資委員会に上程することができないものとします。

b. 投資委員会における審議及び決議

投資委員会は、投資・運用部又は財務企画部により上程された運用ガイドライン等の案について、本投資法人の規約との整合性、その時の不動産市場の動向及び本投資法人のポートフォリオの内容等、本投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、運用ガイドライン等の案の内容を検討し、その採否につき決議します。

但し、コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資委員会の審議・決議の中止を指示することができます。

なお、投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は投資・運用部又は財務企画部に問題点等を指摘し、運用ガイドライン等の案の修正及び再提出又は廃案を指示します。

運用ガイドライン等の案は当該投資委員会の決議をもって、本資産運用会社で決定されたこととなります。

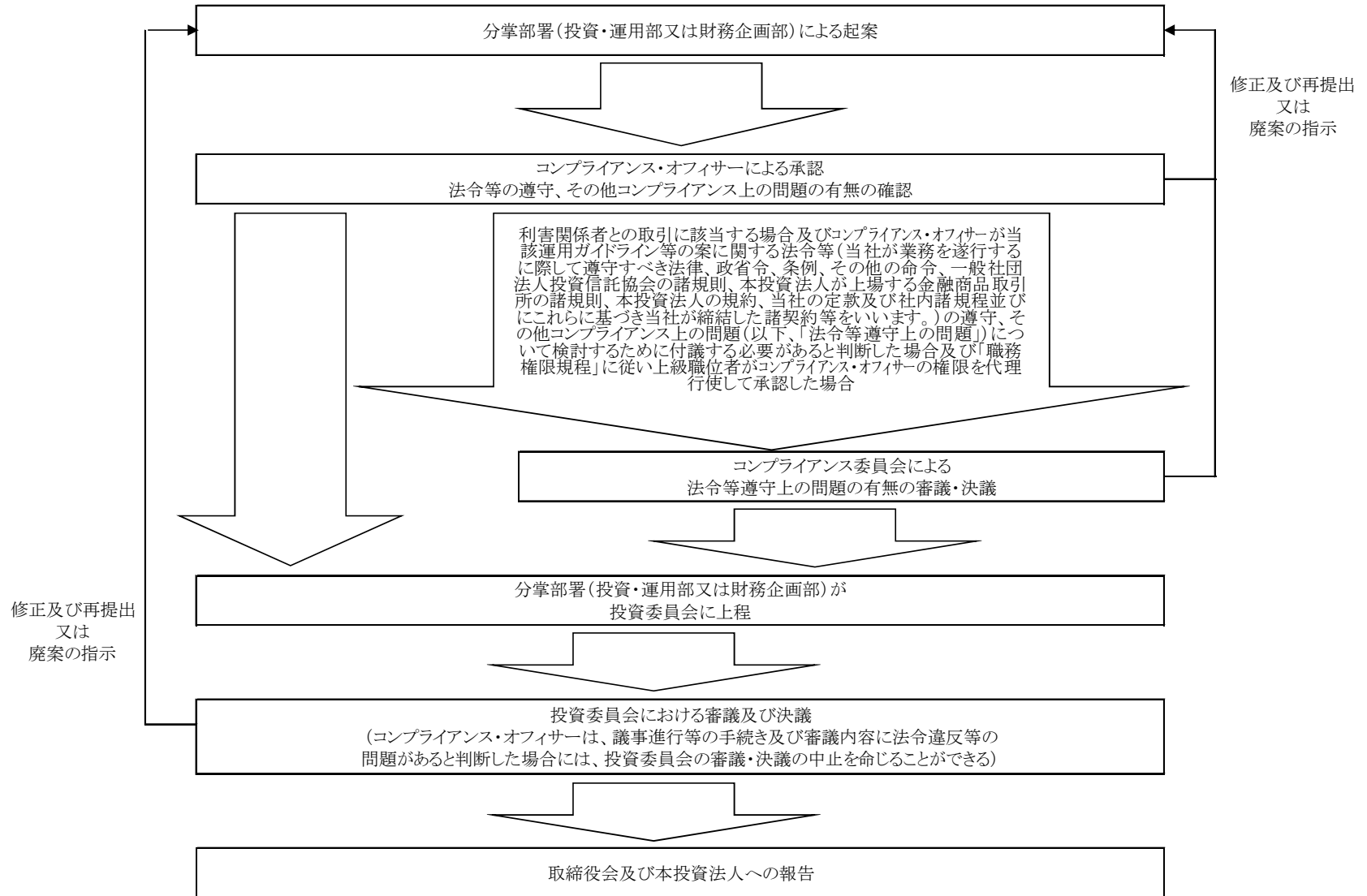
c. 取締役会及び本投資法人へ報告

投資・運用部又は財務企画部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された運用ガイドライン等及びその付随関連資料を取締役に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができるものとします。

また、投資・運用部又は財務企画部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された運用ガイドライン等及びその付随関連資料を、本投資法人へ報告するものとします。

d. 運用ガイドライン等に関する意思決定フローは次のとおりです。

運用ガイドライン等に関する意思決定フロー



(オ) 運用資産の取得に関する事項

投資・運用部長は、前記（エ）記載の経路を経て決定された運用ガイドライン等に基づき、各部の担当者に対して具体的な運用について指示します。本投資法人の資産の具体的な運用については、前記「(イ) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制」に記載された業務分担に応じて、投資・運用部が行います。

a. 投資・運用部による取得候補の選定、取得計画案の起案から投資委員会への上程まで

投資・運用部の担当者は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する不動産の詳細な物件デューデリジェンス（鑑定価格調査のほか、必要に応じて建物診断調査、土壌汚染調査、地震リスク調査、法務調査等を含みます。）を行うものとし、その結果を踏まえた運用資産の取得計画案を起案します。物件デューデリジェンスにおける不動産鑑定評価額の調査に際しては、各種修繕・更新費用等の見積もりについて適切に調査し、不動産の評価額に反映させるものとします。また、DCF法の適用をする場合には、適用数値、シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠等に関する確認を行い、確認記録を残すものとします。さらに、エンジニアリング・レポート（ER）及び鑑定評価書の作成を委託する場合には、ER作成業者及び不動産鑑定業者の第三者性を確保すること、ER作成業者及び不動産鑑定業者に必要な情報等を提供し、情報等の提供状況についての適切な管理を行うこと、ER及び鑑定評価書の受領の際は提供した情報の反映状況につき確認を行うとともに、必要な観点から検証を行うこと並びに取得・売却価格を算定する際は、ER及び鑑定評価書の記載内容等を適宜活用し、活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証し、その根拠を記録保存することに留意するものとします。また、取得候補の運用資産がヘルスケア施設（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号、その後の改正を含みます。）に規定する「サービス付き高齢者住宅」並びに老人福祉法に規定する「有料老人ホーム」及び同法に規定する「認知症高齢者グループホーム」をいいます。以下同じです。）に該当する場合、本資産運用会社は、上記の物件デューデリジェンスに加えて、当該ヘルスケア施設や当該介護事業者等について、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解しているコンサルタント会社等の外部専門家から助言を受けるものとし、外部専門家から助言を受けた場合には、当該助言内容を記載した報告書等（以下「報告書等」といいます。）を外部専門家に作成させるものとします。

投資・運用部は、取得計画案及びそれに付随関連する資料（ヘルスケア施設の場合は報告書等を含みます。以下これらを総称して「当該取得計画案」といいます。）をコンプライアンス・オフィサー（但し、本資産運用会社の社内規程に従い上級職位者がコンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使する場合は当該上級職位者）に提出し、法令等遵守上の問題の有無に関して審査を受け、その承認を得なければなりません。また、コンプライアンス・オフィサーが当該取得計画案について法令等遵守上の問題について検討するためにコンプライアンス委員会に付議する必要があると判断した場合、及び、上級職位者がコンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使して承認した場合には、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使して承認した場合は当該上級職位者）はコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議します。なお、上記にかかわらず、当該取得計画案に係る取引が本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者との取引に該当する場合には、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使して承認した場合は当該上級職位者）は必ずコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議しなければならないものとします。

コンプライアンス・オフィサー（但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）は当該取得計画案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該取得計画案を承認し、その旨を起案した投資・運用部に連絡します。

投資・運用部の担当者は、コンプライアンス・オフィサー（但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）の承認を受けた当

該取得計画案を投資・運用部長に提出します。投資・運用部長は、提出を受けた当該取得計画案を投資委員会に上程します。

なお、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使した場合は当該上級職位者、またコンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）が当該取得計画案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、起案した投資・運用部に対して当該取得計画案の中止又は内容の変更を指示します。

内容の変更の指示を受けた当該取得計画案については、内容の変更を行った後に再度、コンプライアンス・オフィサー（但し、上級職位者が権限を代理行使した場合は当該上級職位者、またコンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会）による法令等遵守上の問題の有無に関する審査を受け、その承認（但し、上級職位者が権限を代理行使して承認した場合はコンプライアンス委員会の承認とします。）を得た後でなければ、投資・運用部は、投資委員会に上程することができないものとします。また、起案の中止の指示を受けた当該取得計画案は、投資委員会に上程することができないものとします。

b. 投資委員会における審議及び決議

投資委員会では、当該運用資産が本投資法人の運用ガイドライン等に適合していることを確認するとともに、物件デューディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格であるか等の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決議を行います。また、取得候補の運用資産がヘルスケア施設に該当する場合、当該外部専門家が作成した報告書等の提出を受けた上で審議することに加えて、投資委員会の委員長は、必要に応じて、外部専門家をオブザーバーとして投資委員会に同席させ、その意見を直接聴取できるものとします。

但し、コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資委員会の審議・決議の中止を指示することができます。

なお、投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は投資・運用部に問題点等を指摘し、当該取得計画案の中止又は内容の変更を指示します。

投資委員会の決議をもって、当該取得計画が本資産運用会社で決定されたこととなります。

c. 取締役会及び本投資法人へ報告

投資・運用部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された取得計画及びその付随関連資料を取締役に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができるものとします。

また、投資・運用部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された取得計画及びその付随関連資料を、本投資法人へ報告するものとします。

さらに、当該取得計画案に係る取引が投信法第 201 条の 2 第 1 項に定義される利害関係人等との間の取引（同項により投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとされる取引を除きます。）に該当する場合は、同条の規定に従い、本資産運用会社は、後記「(3) 利益相反取引への取組み等 ①利益相反取引への対応方針及び運用体制 (イ) 利害関係者との取引に関する意思決定手続」c. 及び d. に記載のとおり、本投資法人の役員会の承認による本投資法人の事前同意を得なければならないものとしています。

d. 取得計画の実行

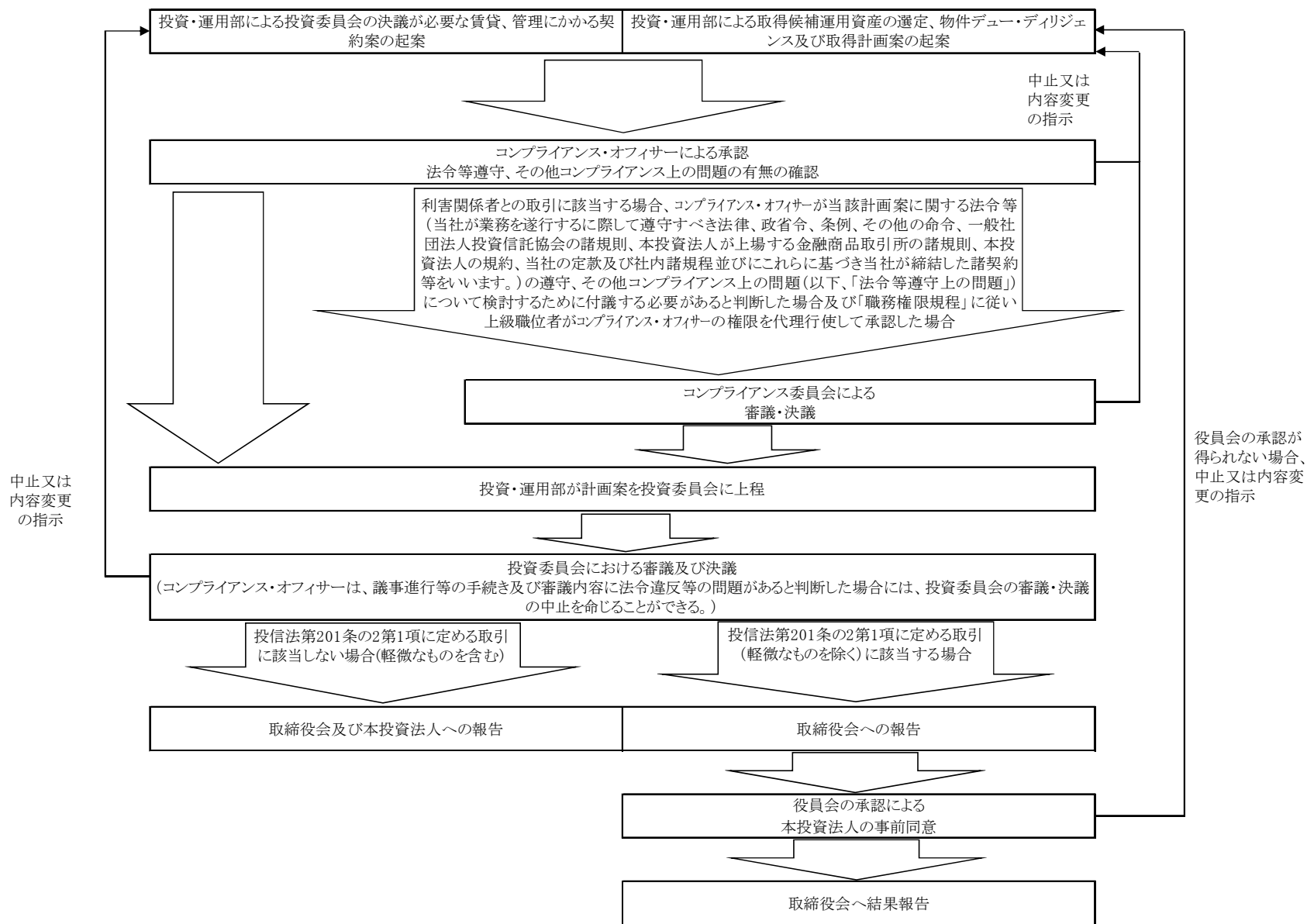
当該取得計画が投資委員会における審議及び決議（投信法第 201 条の 2 第 1 項に定める取引（同項により投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとされる取引を除きます。）の場合は、それに加えて本投資法人の同意）を経て決定された場合、当該取得計画の内容に従って、投資・運用部は、当該運用資産の取得業務を行います。

(カ) 運用資産の売却その他の処分に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制（但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。）で実行されます。

(キ) 年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更（但し、本投資法人（本投資法人が不動産を保有する場合）又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース契約又は大規模修繕（費用が 1 億円以上のものをいうものとします。）に係る請負契約を締結する場合及び利害関係者との取引に該当する場合に限り、）に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制（但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。）で実行されます。

運用資産の取得（但し、本投資法人が取得済の運用資産の隣接地、共有持分（信託受益権の準共有持分を含みます。）又は区分所有権を追加取得する場合で取得価格が 5,000 万円未満の少額であり、かつ利害関係者以外からの取得の場合を除きます。）、売却及び賃貸、管理に関する意思決定フローは次のとおりです。

運用資産の取得、売却及び賃貸、管理に関する意思決定フロー



(ク) 本投資法人の資金調達に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制（但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。）で実行されます。但し、資金調達に関する業務についての起案部は、「財務企画部」と読み替えるものとします。

(ケ) ヘルスケア施設の取引等を行うための組織体制

本資産運用会社は、本投資法人の運用対象として、ヘルスケア施設の取引を行う場合の組織体制として、以下の措置を講じています。

a. 外部専門家からの助言

本資産運用会社は、ヘルスケア施設を取得するにあたり、ヘルスケア施設へのデューディリジェンス業務、モニタリング業務、コンサルティング業務、不動産鑑定評価業務等の経験等により、生活サービスや介護サービス等が提供されるというヘルスケア施設の事業特性を十分に理解しているコンサルタント会社等の外部専門家を選任し、当該外部専門家から取引の対象となるヘルスケア施設や対象となるヘルスケア施設のオペレータ等について助言を受けることとします。また、本資産運用会社がヘルスケア施設の取引を行うにあたって当該外部専門家から助言を受けた場合には、当該外部専門家が作成した報告書等を、投資委員会に提出するものとします。

b. 投資委員会等への外部専門家の配置

本資産運用会社は、投資委員会において、委員長の判断により、投資委員会の構成員以外のオブザーバーを投資委員会に同席させ、その意見又は説明を求めることができるものとし、ヘルスケア施設の取引を行うに際しては、開催される投資委員会において、上記 a. のとおり当該外部専門家が作成した報告書等を提出させた上で審議することに加えて、必要に応じて、上記 a. に定める外部専門家をオブザーバーとして投資委員会に同席させ、その意見を直接聴取できることとします。

(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

本資産運用会社はその資産の運営を受託する本投資法人と本資産運用会社の利害関係者との間の取引については、以下に概要を記載する「利害関係者取引規程」に定める審査手続を経ることで、当該取引により本資産運用会社とその資産の運営を受託する本投資法人に不利益が生じることのないように厳格な審査を行った上で取引を実施する体制を構築しています。

(ア) 利害関係者の定義

「利害関係者取引規程」における「利害関係者」とは次の者をいいます。

a. 本資産運用会社の株主

b. a. に該当する者の子会社及び関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正を含みま

す。) 第8条第3項及び第5項に定義される子会社及び関連会社を意味します。)

c. a. 及び b. に掲げる者のほか、投信法第201条第1項で定義される利害関係人等

d. a. ないし c. のいずれかに該当する者が投資一任契約若しくは資産運用委託契約を締結している特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社、投資法人等その形態を問いません。以下同じです。）、過半の出資、匿名組合出資若しくは優先出資を行っている特別目的会社、又は当該者の役職員がその役員の過半数を占める特別目的会社その他意思決定に重要な影響を及ぼし得ると認められる特別目的会社

(イ) 利害関係者との取引に関する意思決定手続

利害関係者との間で後記「(ウ) 対象となる取引の範囲及び取引の基準」記載の取引を行う場合、「利害関係者取引規程」に基づき以下の意思決定手続によるものとします。

a. 当該取引を担当する部署（以下「起案部」といいます。）が起案した後、事前にコンプライアンス・オフィサー（但し、本資産運用会社の社内規程に従い上級職位者がコンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使する場合は当該上級職位者）が、法令等遵守上の問題の有無につき審査し、承認した場合には、コンプライアンス委員会に上程することができます。コンプライアンス委員会が、コンプライアンスの観点から当該取引について審議し、承認した場合には、起案部は、投資委員会に上程することができます。投資委員会が、当該取引について審議し、承認した場合、当該承認が得られたことをもって、本資産運用会社において当該取引の実行が決定されます（但し、下記 c 及び d の適用がある場合には、更に当該手続きに従うものとします。）。

b. 起案部は、前記 a. により投資委員会における審議及び決議を経て決定された利害関係者取引の概要及びその付随関連資料を、取締役会に遅滞なく報告します。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができるものとします。また、投信法第203条第2項に定める書面による通知を本投資法人に対して行うものとします。

c. 本資産運用会社は、本投資法人のために、投信法に定義される利害関係人等との間で、不動産又は有価証券の取得若しくは譲渡若しくは貸借（利害関係者取引に該当するものを含みます。以下「投信法上の利害関係人等取引」といいます。）を行おうとするときは、あらかじめ（但し、前記 a. 及び b. に定める手続を経る必要がある場合は、当該手続を経た後で）、本投資法人役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。但し、当該取引が投信法第201条の2第1項により投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとする取引に該当する場合は、この限りではありません。

d. 前記 c. に基づき本資産運用会社が本投資法人の役員会の承認を求めた場合において、本投資法人役員会が当該投信法上の利害関係人等取引を承認せず、本資産運用会社に対して当該投信法上の利害関係人等取引の中止又は内容の変更を指示した場合、本資産運用会社の起案部は、内容の変更の指示を受けた投信法上の利害関係人等取引については、内容の変更を行った後に再度前記 a. 及び b. に定める手続を経た後でなければ、前記 c. の投資法人役員会の事前承認を求めることができないものとします。また、本投資法人役員会から起案の中止の指示を受けた投信法上の利害関係人等取引は、廃案にするものとします。

(ウ) 対象となる取引の範囲及び取引の基準

a. 物件の取得

利害関係者から物件を有償で取得する場合は、利害関係者又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第244条の2各号に掲げられる者に該当しない不動産鑑定士（法人を含みます。以下同様とします。）が鑑定した鑑定評価額（取得費用を含みません。）を超える価格にて取得してはならないものとします。但し、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社の組成を行う等して負担した取得費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。

b. 物件の譲渡

利害関係者に対して物件を有償で譲渡する場合は、利害関係者又は投信法施行規則第244条の2各号に掲げられる者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額（譲渡費用を含みません。）未満の価格にて譲渡してはならないものとします。

c. 物件の賃貸

利害関係者に対して物件を賃貸する場合は、市場価格、周辺相場、当該物件の標準的賃貸条件等を調査し、総合的に勘案して適正と判断される条件で賃貸しなければなりません。

d. 不動産管理業務等委託

利害関係者へ不動産管理業務等を委託する場合は、運用ガイドライン所定の条件に基づき、実績、管理の効率性を検討し、提供役務の内容、業務総量等も勘案した上で、適正と判断される条件で委託しなければならないものとします。委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定するものとします。取得する物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託するものとします。条件及び委託料については、上記を勘案の上交渉するものとします。

e. 物件の売買及び賃貸の媒介の委託

利害関係者に対する物件の売買又は賃貸の媒介を委託する場合は、利害関係者に対する報酬額は、宅地建物取引業法に規定する報酬額の範囲内とし、提供業務の内容等を勘案した上で、適正と判断される条件で委託しなければならないものとします。

f. 工事等の発注

利害関係者へ工事等を発注する場合（見積額が1,000万円以下の場合、及び緊急を要する場合を除きます。）は、第三者見積価格、内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事等の発注を行うものとします。

② 運用体制の採用理由

(ア) 利益相反取引に対して本投資法人の執行役員が果たす機能について

本投資法人の執行役員である時田榮治は本資産運用会社の役員を兼任しています。兼職による利益相反関係への態勢については前記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (1) 投資法人 ②投資法人執行役員の資産運用会社役員との兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照ください。

(イ) 利益相反取引に対する本資産運用会社の取締役会が果たす機能について

本資産運用会社の取締役会はスポンサーであるヒューリック株式会社の関係者で構成されています。そのため本資産運用会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性の確保が必要であると考え、自主ルール「利害関係者取引規程」を制定し、当該規程により複階層に及ぶ厳格な審査を経て投資委員会で審議・決議され、取締役会に報告されること、また本投資法人において開示すること、取締役会は利害関係者との取引の手續に関する審議内容及び結果をコンプライアンス・オフィサーから報告を受けること等を規定しています。詳細につきましては前記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (3) 利益相反取引への取組み等 ①利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照ください。

また当該規程の改定については取締役会の承認を得るものとしています。

(ウ) 利益相反取引に対する外部委員が果たす機能について

本資産運用会社の自主的設置機関である投資委員会及びコンプライアンス委員会においては、スポンサーであるヒューリックと利害関係が無い、外部専門家を委員として取締役会により選任することを想定しています。投資委員会では、外部委員（不動産鑑定士）の出席を必須とし、単独で議案を否決できる権限を投資委員会規程で定めています。またコンプライアンス委員会では、外部委員（弁護士）の出席を必須とし、単独で議案を否決できる権限をコンプライアンス委員会規程で定めています。各委員会の概要につきましては前記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (2) 資産運用会社 ③資産運用会社の運用体制 (ウ) 各委員会の概要」をご参照ください。

<外部委員の主要略歴> (2019年5月24日現在)

氏名	主要略歴	
大賀 祥大	2005年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
	2005年10月	長島・大野・常松法律事務所 入所
	2011年11月	益田法律事務所 入所
	2013年10月	出澤総合法律事務所 入所 パートナー就任（現任）
	2013年11月	ヒューリックリートマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員（現任）
	2016年5月	株式会社リサ投資顧問 コンプライアンス委員会 外部委員（現任）

その他兼任・兼職の状況：特に該当ありません。

氏名	主要略歴	
村上 直樹	1983年4月	国税庁（東京国税局）入庁
	1989年1月	東京建物株式会社 入社
	1990年3月	不動産鑑定士登録
	2004年6月	財務省（関東財務局）出向
	2006年6月	東京建物株式会社 復帰
	2011年1月	株式会社新日本経済不動産評価研究所設立
	2011年1月	Grand Quasar Japan 株式会社設立
	2011年4月	株式会社新日本経済不動産評価研究所 代表取締役所長・専任不動産鑑定士（現任）
	2011年4月	Grand Quasar Japan 株式会社 代表取締役社長（現任）
	2013年11月	ヒューリックリートマネジメント株式会社 投資委員会 外部委員（現任）
	2016年5月	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 社員（現任）
	2016年5月	同協会 千代田中央支部 常任幹事兼社会貢献委員長（現任）

その他兼任・兼職の状況：特に該当ありません。

(エ) 利益相反取引に対するコンプライアンス・オフィサーが果たす機能について

本資産運用会社はコンプライアンス部長をコンプライアンス・オフィサーに任命し、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。コンプライアンス・オフィサーの役割については前記「1. 基本情報（1）コンプライアンスに関する基本方針 ③本投資運用会社におけるコンプライアンス体制」をご参照ください。

<コンプライアンス・オフィサーの主要略歴> （2019年5月24日現在）

氏名	主要略歴	
戸谷 隆之	1988年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
	2003年7月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 不動産ファイナンス営業部 参事役
	2013年4月	みずほ信託銀行株式会社 不動産・アセットファイナンス部長
	2014年4月	株式会社みずほ銀行 不動産ファイナンス営業部 副部長 兼 みずほ信託銀行株式会社 不動産ファイナンス営業部 副部長
	2016年1月	ヒューリックリートマネジメント株式会社 出向 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長

2016年4月	同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長
2016年7月	同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査部長
2019年2月	同社 取締役 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査部長 (現任)

その他兼任・兼職の状況：特に該当ありません。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

① 取引の種別：不動産等の取得及び譲渡

第10期における利害関係人等及び主要株主との特定資産の売買取引等については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

購入先	購入物件	購入金額	取引総額に占める割合 ^(注)
ヒューリック株式会社	品川シーズンテラス	6,100	16.4%
	ヒューリック神谷町ビル (追加取得)	18,500	49.7%
	番町ハウス	2,750	7.4%
	恵比寿南ビル	2,420	6.5%

(注) 小数第2位を四捨五入して記載しています。

譲渡先	譲渡物件	譲渡金額	取引総額に占める割合
ヒューリック株式会社	リーフみなとみらい (底地) ^(注)	1,965	100.0%

(注) 「リーフみなとみらい (底地)」は、第10期において信託受益権の準共有持分15%を譲渡しています。

② 取引の種別：プロパティ・マネジメント委託取引 第10期における利害関係人等への支払手数料等については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

委託先名	主な委託業務	委託費用 ^(注1)	取引総額に占める割合 ^(注2)
ヒューリック株式会社	プロパティ・マネジメント業務	115	90.4%
ヒューリックビルマネジメント株式会社	事務委託業務	1	0.9%

(注1) 「委託費用」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 小数第2位を四捨五入して記載しています。

③ 取引の種別：賃貸借取引

(ア) 第10期におけるマスターリース会社である利害関係人等からの賃貸収入等については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

賃貸先	物件名	契約満了日	総賃料収入（年間） ^(注1) ^(注2)	取引総額に占める割合
ヒューリック株式会社	ヒューリック神谷町ビル	2021年2月6日	2,714	(注5)
	虎ノ門ファーストガーデン	2021年2月6日	564	
	ラピロス六本木	2021年2月6日	592	
	ヒューリック高田馬場ビル	2021年2月6日	312	
	ヒューリック神田ビル	2021年2月6日	252	
	ヒューリック神田橋ビル	2021年2月6日	162	
	ヒューリック蛸殻町ビル	2021年2月6日	190	
	ヒューリック東上野一丁目ビル	2019年10月15日	177	
	東京西池袋ビルディング	2020年3月30日	111	
	ヒューリック虎ノ門ビル	2020年12月24日	906	
	ヒューリック渋谷一丁目ビル	2020年3月30日	238	
	ヒューリック東日本橋ビル	2020年3月30日	190	
	ヒューリック神保町ビル	2020年4月27日	71	
	ヒューリック銀座7丁目ビル	2021年3月28日	499	
	KSS五反田ビル	2021年9月30日	192	
	ヒューリック日本橋本町一丁目ビル	2021年10月31日	190	
	番町ハウス	2021年10月31日	(注4)	
	恵比寿南ビル	2021年12月26日	(注4)	
	大井町再開発ビル2号棟	2021年2月6日	624	
	大井町再開発ビル1号棟	(注3)	438	
	ダイニングスクエア秋葉原ビル	2021年2月6日	(注4)	
	ヒューリック神宮前ビル	2021年2月6日	158	
ヒューリック新宿三丁目ビル	2019年10月15日	344		

横浜山下町ビル	2019年10月15日	(注4)
オーキッドスクエア	2021年3月29日	165
ヒューリック等々力ビル	2019年12月26日	93
ヒューリック大森ビル	2022年3月30日	192
HULIC &New SHIBUYA	2020年6月29日	128
HULIC &New SHINBASHI	2020年10月31日	154
ヒューリック志村坂上	2021年6月28日	469
アリア松原	2021年2月6日	(注4)
トラストガーデン用賀の杜	2021年2月6日	(注4)
トラストガーデン桜新町	2021年2月6日	(注4)
トラストガーデン杉並宮前	2021年2月6日	(注4)
トラストガーデン常磐松	2019年8月31日	(注4)
SOMPO ケア ラヴィーレ北鎌倉	2020年6月29日	(注4)
相鉄フレッサイン銀座七丁目	2020年10月31日	480
相鉄フレッサイン東京六本木	2020年10月31日	216

(注1) 「総賃料収入(年間)」は、2019年2月28日現在において有効な各保有資産に係る各賃貸借契約に表示された月間賃料(倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限り、共益費を含みます。また、同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。なお、消費税等は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が締結されている保有資産についてはその合計額)につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの対象となっている部分については、かかる部分につきエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料を、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリース(以下「固定型マスターリース」といいます。)の対象となっている部分については、かかる部分につき固定型マスターリース上の月間賃料をそれぞれ12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。「相鉄フレッサイン銀座七丁目」及び「相鉄フレッサイン東京六本木」については、固定賃料と年間客室売上高が一定額を超えた場合に発生する比例賃料で構成されますが、当該賃貸借契約に定める固定賃料(月額)を12倍することにより年換算して算出した金額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注2) 区分所有及び共有の物件に関しては、本投資法人が保有する持分等に相当する数値を記載しています。

(注3) 「大井町再開発ビル1号棟」に係る賃貸借契約は、前回更新時に期間の定めのない賃貸借契約となっています。

(注4) エンドテナント又は関係者の承諾が得られていないため、やむを得ない事由により、開示していません。

(注5) 賃料非開示のテナントがあるため、開示していません。

(イ) 第10期におけるエンドテナント(但し、固定型マスターリースの対象となっている部分についてはマスターリース会社)である利害関係人等からの賃貸収入等については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

賃貸先	物件名	契約満了日	総賃料収入 ^(注1)
ヒューリック株式会社	ヒューリック九段ビル(底地)	2063年2月6日	530
	大井町再開発ビル2号棟	2021年2月6日	624
	大井町再開発ビル1号棟	(注2)	438
	リーフみなとみらい(底地) ^{(注3)(注4)}	(注5)	80
	ヒューリック大森ビル ^(注6)	2022年3月30日	96

(注1) 「総賃料収入」は、2019年2月28日現在において有効な各保有資産に係る各賃貸借契約に表示された月間賃料(倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限り、共益費を含みます。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。なお、消費税等は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が締結されている保有資産についてはその合計額)につき百万円未満を四捨五入して記載し、各資産のうち「リーフみなとみらい(底地)」を除く底地物件については、2019年2月28日現在における各資産に係る賃貸借契約に表示された底地に係る月間賃料(消費税等は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。また、「リーフみなとみらい(底地)」については、本投資法人が譲渡を完了した2018年9月27日の直前において有効であった賃貸借契約に表示された底地に係る月間賃料(消費税等は含みません。)を12倍することにより年換算して算出した金額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、固定型マスターリースの対象となっている部分については、かかる部分につき固定型マスターリース上の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。

(注2) 「大井町再開発ビル1号棟」に係る賃貸借契約は、前回更新時に期間の定めのない賃貸借契約となっています。

(注3) 「リーフみなとみらい(底地)」に係る借地契約上の名義人はみずほ信託銀行株式会社ですが、かかる借地契約に基づく借地権を信託財産とする信託の受益者はヒューリック株式会社です。

(注4) 「リーフみなとみらい(底地)」の総賃料収入については、本投資法人が譲渡を完了した2018年9月27日現在保有していた信託受益権の準共有持分(15.0%)に相当する数値を記載しています。

(注5) 本投資法人は、2018年9月27日に「リーフみなとみらい(底地)」の信託受益権の準共有持分の残り15.0%を譲渡したため、記載していません。

(注6) 「ヒューリック大森ビル」の1階、3階、4階及び5階の各貸室を対象としています。なお、上記契約満了日までは、賃貸先は当該各貸室の賃貸借を解約することができないこととしています。

④ 取引の種別：修繕工事

第10期における修繕工事等にかかる利害関係者への支払金額については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

発注先	支払金額 ^(注)
ヒューリックビルド株式会社	39
東京不動産管理株式会社	7
ヒューリックビルマネジメント株式会社	2

(注) 「支払金額」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

⑤ 取引の種別：不動産等の取得における媒介

第10期における媒介手数料に係る利害関係者への支払金額について、該当はありません。

(2) 物件取得者等の状況

第10期における利害関係人等及びその他特別の関係にある者からの物件取得等の状況は以下のとおりです。

以下の表においては、①会社名・氏名、②特別な利害関係にある者との関係、③取得経緯・理由等を記載しています。

【取得】

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期
品川シーズンテラス（東京都港区港南一丁目2番70号）	③本投資法人の規約に定める資産運用の対象資産であり、本投資法人の投資基準に適合し、本投資法人のポートフォリオに相応しいとの判断から取得しました。なお、取得価格は鑑定評価額以下であり、妥当であると判断しています。	①ヒューリック株式会社 ②資産運用会社の親会社 ③開発目的で取得	特別な利害関係にある者以外	—
	6,100百万円	開発目的での取得の為省略	—	—
	2018年9月	—	—	—
ヒューリック神谷町ビル（追加取得）（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）	③本投資法人の規約に定める資産運用の対象資産であり、本投資法人の投資基準に適合し、本投資法人のポートフォリオに相応しいとの判断から取得しました。なお、取得価格は鑑定評価額以下であり、妥当であると判断しています。	①ヒューリック株式会社 ②資産運用会社の親会社 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	—
	18,500百万円	1年を超えて所有しているため省略	—	—

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期
	2018年10月	2013年5月	—	—
番町ハウス (住居表示未実 施地区)	③本投資法人の規約に定める資産運用の 対象資産であり、本投資法人の投資基 準に適合し、本投資法人のポートフォ リオに相応しいとの判断から取得しま した。なお、取得価格は鑑定評価額以 下であり、妥当であると判断していま す。	①ヒューリック株式会社 ②資産運用会社の親会社 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	—
	2,750百万円	1年を超えて所有しているため省略	—	—
	2018年11月	2007年10月	—	—
恵比寿南ビル (東京都渋谷区 恵比寿南二丁目 12番18号)	③本投資法人の規約に定める資産運用の 対象資産であり、本投資法人の投資基 準に適合し、本投資法人のポートフォ リオに相応しいとの判断から取得しま した。なお、取得価格は鑑定評価額以 下であり、妥当であると判断していま す。	①ヒューリック株式会社 ②資産運用会社の親会社 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	—
	2,420百万円	1年を超えて所有しているため省略	—	—
	2018年12月	2017年12月	—	—

【譲渡】

物件名 (所在地)	投資法人	譲渡先
	③ 取得価格 取得時期	①、② 譲渡価格 譲渡時期
リーフみなとみ らい（底地） （神奈川県横浜 市西区みなとみ らい四丁目6番 5号）	③本物件上の建物について、マーケット環境及び将来的なテナント構成に関する可能性等を勘案し、また、建物譲渡特約付事業用定期借地契約に基づく底地たる本物件のみの継続保有についても総合的に検討した結果、譲渡処分することが適切であると判断しています。なお、譲渡価格は鑑定評価額以上であり、妥当であると判断しています。	①ヒューリック株式会社 ②資産運用会社の親会社
	11,700 百万円	1,965 百万円（注）
	2016 年 3 月	2018 年 9 月

（注）本投資法人は、2017 年 10 月 13 日付で、「リーフみなとみらい（底地）」の持分全部の譲渡を決定しており、第 10 期においては、うち信託受益権の準共有持分 15%（譲渡価格 1,965 百万円）を譲渡しています。なお、本投資法人は、「リーフみなとみらい（底地）」について、2017 年 12 月に信託受益権の準共有持分 55%（譲渡価格 7,205 百万円）を、2018 年 4 月に信託受益権の準共有持分 30%（譲渡価格 3,930 百万円）をヒューリック株式会社に譲渡しています。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（2019 年 2 月 28 日現在）

① 選定方針

(ア) 鑑定発注方針

取引相手方及び本資産運用会社からの第三者性が確保でき、かつ鑑定実績から信頼性の確保ができる不動産鑑定業者に発注します。また、不動産鑑定業務を委託する鑑定業者の候補は常時複数の事務所を確保しておき、取引の内容、相手先などから、適切な鑑定業者を選定し、委託を行います。

(イ) 鑑定事務所の委託・評価基準

委託に際しては、下記の 4 項目に掲げる内容を考慮し、適切な委託先を選定します。

- a. 不動産鑑定士が 3 名以上在籍すること
- b. 不動産証券化に関連する業務の経験があり、業務が適切に遂行される能力があると認められること

- c. 直近の3年間に、重大な法令違反、不祥事等の発生した事実のないこと
- d. 直近の3年間の本投資法人又は本資産運用会社からの鑑定実績において、不適切な事実の発生がないこと

② 概要

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数 ^(注)	選定理由
ヒューリック神谷町ビル ヒューリック高田馬場ビル ヒューリック神田橋ビル KSS五反田ビル ヒューリック日本橋本町一丁目ビル 番町ハウス オーキッドスクエア	大和不動産鑑定株式会社	大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号	110名	他上場投資法人を含む豊富な受託実績を有しており、鑑定機関として不動産マーケットにおいて社会的信頼性が高いことから選定しました。
ヒューリック九段ビル(底地) ラピロス六本木 御茶ノ水ソラシティ ヒューリック東上野一丁目ビル 東京西池袋ビルディング ゲートシティ大崎 ヒューリック虎ノ門ビル ヒューリック神保町ビル ヒューリック銀座7丁目ビル 品川シーズンテラス ダイニングスクエア秋葉原ビル ヒューリック新宿三丁目ビル 横浜山下町ビル HULIC &New SHIBUYA HULIC &New SHINBASHI	一般財団法人日本不動産研究所	東京都港区海岸1丁目2番3号	267名	他上場投資法人を含む豊富な受託実績を有しており、鑑定機関として不動産マーケットにおいて社会的信頼性が高いことから選定しました。

<p>ヒューリック志村坂上 アリア松原 トラストガーデン用賀の杜 トラストガーデン桜新町 トラストガーデン杉並宮前 トラストガーデン常磐松 SOMPO ケア ラヴィーレ北鎌倉 池袋ネットワークセンター 田端ネットワークセンター 広島ネットワークセンター 熱田ネットワークセンター 長野ネットワークセンター 千葉ネットワークセンター 札幌ネットワークセンター 京阪奈ネットワークセンター 相鉄フレッサイン銀座七丁目 相鉄フレッサイン東京六本木</p>				
<p>虎ノ門ファーストガーデン ヒューリック大森ビル</p>	<p>シービーアール イー株式会社</p>	<p>東京都千代田区丸の内 2丁目1番1号</p>	<p>23名</p>	<p>他上場投資法人を含む豊富な受託実績を有しており、鑑定機関として不動産マーケットにおいて社会的信頼性が高いことから選定しました。</p>
<p>ヒューリック神田ビル ヒューリック蛸殻町ビル ヒューリック渋谷一丁目ビル ヒューリック東日本橋ビル 恵比寿南ビル 大井町再開発ビル2号棟 大井町再開発ビル1号棟 ヒューリック神宮前ビル ヒューリック等々力ビル</p>	<p>株式会社谷澤総合 鑑定所</p>	<p>大阪府大阪市北区中之 島2丁目2番7号</p>	<p>76名</p>	<p>他上場投資法人を含む豊富な受託実績を有しており、鑑定機関として不動産マーケットにおいて社会的信頼性が高いことから選定しました。</p>

(注) 「不動産鑑定士の人数」は、各不動産鑑定機関より提供を受けた数値を記載しています。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

① 選定方針

(ア) エンジニアリング・レポート発注方針

取引相手方及び本資産運用会社からの第三者性が確保でき、かつ業務実績から信頼性の確保ができる業者に発注します。またエンジニアリング・レポート作成業務を委託する業者の候補は常時複数を確保しておき、取引の内容、相手先などから、適切な業者を選定し、委託を行います。

(イ) エンジニアリング・レポート委託・評価基準

委託に際しては、下記の4項目に掲げる内容を考慮し、適切な委託先を選定します。

- a. 性能評価機関認定、国内証券取引所上場若しくはその子会社・関連会社、又は資本金が1千万円以上あること
- b. 不動産証券化に関連する業務の経験があり、業務が適切に遂行される能力があると認められること
- c. 直近の3年間に、重大な法令違反、不祥事等の発生した事実のないこと
- d. 直近の3年間の本投資法人又は本資産運用会社からの委託業務実績において、不適切な事実の発生がないこと

② 概要

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
ヒューリック神谷町ビル	株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4丁目1番13号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事及び土木工事に関する請負、設計及び監理 2. 建設工事、地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、エネルギー供給及び環境整備等のプロジェクトに関する調査、研究、測量、企画、評価、診断等のエンジニアリング及びマネジメント等 	他上場投資法人を含む多くの受託実績を有しており、不動産マーケットにおける信頼性が高いことと、調査対象物件の関係者（施工会社及び設計者）でないことから選定しました。
虎ノ門ファーストガーデン ラピロス六本木 ヒューリック高田馬場ビル ヒューリック神田ビル ヒューリック神田橋ビル ヒューリック蛸殻町ビル 御茶ノ水ソラシティ ヒューリック東上野一丁目ビル 恵比寿南ビル 大井町再開発ビル2号棟 大井町再開発ビル1号棟 ヒューリック神宮前ビル ヒューリック新宿三丁目ビル ヒューリック等々力ビル HULIC &New SHIBUYA トラストガーデン常磐松	株式会社 ERI ソリューション	東京都港区南青山3丁目1番31号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物、土木構築物等に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務 2. 住宅に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務等 	他上場投資法人を含む多くの受託実績を有しており、不動産マーケットにおける信頼性が高いことと、調査対象物件の関係者（施工会社及び設計者）でないことから選定しました。
東京西池袋ビルディング	株式会社東京建築検	東京都中央区日	1. 建築基準法に基づく指定確認検査	他上場投資法人を含む多くの受託実

<p>ヒューリック虎ノ門ビル ヒューリック渋谷一丁目ビル ヒューリック東日本橋ビル ダイニングスクエア秋葉原ビル 横浜山下町ビル オーキッドスクエア ヒューリック大森ビル ヒューリック志村坂上 トラストガーデン用賀の杜 トラストガーデン桜新町 トラストガーデン杉並宮前 SOMPO ケア ラヴィーレ北鎌倉 千葉ネットワークセンター 札幌ネットワークセンター 相鉄フレッサイン銀座七丁目</p>	<p>査機構</p>	<p>本橋富沢町 10 番 16 号</p>	<p>業務 2. 建築基準法に基づく指定性能評価 機関業務 3. 建築基準法に基づく指定構造計算 適合性判定機関業務 4. 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) の評価業務 5. 建造物及び建築施設の調査、診 断、評価 等</p>	<p>績を有しており、不動産マーケット における信頼性が高いことと、調査 対象物件の関係者（施工会社及び設 計者）でないことから選定しまし た。</p>
<p>ゲートシティ大崎 アリア松原</p>	<p>株式会社イー・ア ール・エス</p>	<p>東京都港区赤坂 4丁目9番9号</p>	<p>1. 建築物に関する調査、診断、評 価、設計、工事監理及びコンサル ティング業務 2. 土木構造物に関する調査、診断、 評価、設計、工事監理及びコンサル ティング業務 等</p>	<p>他上場投資法人を含む多くの受託実 績を有しており、不動産マーケット における信頼性が高いことと、調査 対象物件の関係者（施工会社及び設 計者）でないことから選定しまし た。</p>
<p>池袋ネットワークセンター 田端ネットワークセンター 広島ネットワークセンター 熱田ネットワークセンター 長野ネットワークセンター 京阪奈ネットワークセンター</p>	<p>日本管財株式会社</p>	<p>兵庫県西宮市六 湛寺町9番16 号</p>	<p>1. 建物及び関連設備に関するメンテ ナンス業務 2. 不動産、不動産証券化商品等に関 する投資顧問業務とこれに関する 事業の仲介、代理、調査及びコン サルティング業務 等</p>	<p>他上場投資法人を含む多くの受託実 績を有しており、不動産マーケット における信頼性が高いことと、調査 対象物件の関係者（施工会社及び設 計者）でないことから選定しまし た。</p>
<p>ヒューリック神保町ビル ヒューリック銀座7丁目ビル</p>	<p>東京海上日動リス クコンサルティング株</p>	<p>東京都千代田区 大手町1丁目5</p>	<p>安全・防災・衛生・環境・製品安全・ 情報管理等に関する調査、研究、情報</p>	<p>他上場投資法人を含む多くの受託実 績を有しており、不動産マーケット</p>

品川シーズンテラス K S S 五反田ビル ヒューリック日本橋本町一丁目ビル 番町ハウス HULIC &New SHINBASHI 相鉄フレッサイン東京六本木	株式会社	番1号	提供、診断、コンサルティング、セミナー開催、出版、及び研修業務等	における信頼性が高いことと、調査対象物件の関係者（施工会社及び設計者）でないことから選定しました。
------------------------------------------------------------------------------------------------	------	-----	----------------------------------	---------------------------------------------------

(3) その他利益相反の可能性のある取引
該当ありません。

(4) IRに関する活動状況

① 基本方針

本投資法人は、投資家に対し透明性を確保し、投資家の投資判断に必要な情報を適時かつ適切に開示するものとします。投信法、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）、東京証券取引所、投資信託協会等にて定められている開示情報は、各々の所定様式に基づき適切に開示を行うものとします。また情報の透明性及び分かり易さに配慮し、法定開示以外の情報の開示についても、投資家のニーズに応えるべく自ら内容を検討し、適時かつ適切な情報の開示に努める方針とします。

② 情報開示体制

本資産運用会社の情報開示業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、本資産運用会社における情報開示手続の審査及び監視体制を確立することを目的として、情報等開示規程を制定しています。情報開示担当部門を財務企画部、財務企画部長を情報開示責任者として、投資家の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握及び管理し、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うものとします。

③ IR活動

(ア) 国内外機関投資家及びアナリスト向け

本投資法人の決算期毎に決算説明会を開催致します。また国内外の機関投資家との個別ミーティングを設け、直接説明を行います。

(イ) 個人投資家向け

本資産運用会社により積極的に各種フェア、セミナー等に参加し、運用状況を直接説明する機会を設けます。

(ウ) ホームページ開設

決算短信、資産運用報告、説明会資料、有価証券報告書等の決算関連情報のほか、プレスリリース、運用資産状況、利害関係人等との取引状況等を本投資法人のホームページに掲載し、幅広い投資家層に公平かつ有用な情報取得機会を提供致します。

(エ) IR スケジュール

本投資法人は、決算にかかる IR 活動を以下のスケジュールで行う予定です。

- a. 決算月： 2月、8月
- b. 決算短信発表： 4月、10月
- c. 決算説明会（アナリスト等向け）： 4月、10月
- d. 資産運用報告発送： 5月、11月

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力との関係遮断に関する体制整備及び反社会的勢力との対応を統括する部署はコンプライアンス部とし、統括責任者はコンプライアンス・オフィサーとします。反社会的勢力との取引の未然防止措置として社内規程に基づき、ヒューリックグループの反社会的勢力対応部門を活用した情報照会を実施します。基本的な考え方として、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたず、また反社会的勢力による不当要求は拒絶します。取引の相手先が反社会的勢力であることが判明した場合、案件担当者はコンプライアンス・オフィサーに直ちに連絡を行います。コンプライアンス・オフィサーは、取引の相手先が反社会的勢力であることが判明した場合、直ちに代表取締役とヒューリックグループの反社会的勢力対応部門に報告を行い、ヒューリックグループと連携した一体的な対応を行うものとします。対応に当たっては、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応します。そして積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行います。

以 上